

令和3年度

整備主任者研修 法令研修

【北海道運輸局 地域教材】

目 次

はじめに.「整備主任者」について 1

(特定整備事業処分関係)

1. 自動車特定整備事業者の処分事例 (全国) 3

(審査事務規程関係)

2. 自動車技術総合機構審査事務規程の第31～35次改正
((独)自動車技術総合機構北海道検査部 資料) 4
(自動車検査の法定手数料変更お知らせ・納付方法 15～17)

(プレスリリース)

3. 自動車運転技術に関する国際基準等を導入します
(令和2年12月25日 国土交通省) 49

4. 乗用車の先進安全技術の性能認定結果を公表します
(令和3年4月9日 国土交通省) 54

5. 車両後退時の事故防止のための国際基準を導入します
(令和3年6月9日 国土交通省) 55

(参考資料等)

6. 点検又は整備料金に関する遵守事項について(景品表示法のしくみ)
(パンフレット抜粋 消費者庁) 58

7. 北海道運輸局管内整備事業の現況（統計情報） （北海道運輸局 資料）	59
8. 自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表 （北海道運輸局 資料）	62
9. 事業継続のための支援について（統計情報） （国土交通省 資料）	63
10. 令和3年度税制改正に伴う自動車重量税額フローチャート （国土交通省 資料）	65
11. 次回車検重量税額照会サービス （北海道運輸局・軽自動車検査協会 資料）	69
12. お問い合わせ先 （北海道運輸局・国土交通省 資料）	71

「整備主任者」について

道路運送車両法には、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において特定整備を行う場合、特定整備に係わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない旨が、自動車特定整備事業者の義務として規定されています。

そのため、特定整備と特定整備記録簿の記載に関する次の事項について、整備主任者が統括管理を行います。

- ① 特定整備の作業管理に関する業務
- ② 特定整備後のできばえ確認業務
- ③ 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※①～③に係るもののみ抜粋

遵守事項のうち整備主任者に関する事項・・・◎		
○	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適 ・ 否
○	2 特定整備記録簿（写し）は使用者に適切に交付されているか。	適 ・ 否
◎	3 特定整備記録簿は、2年間保存されているか。	適 ・ 否
◎	4 特定整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適 ・ 否
◎	5 特定整備（点検・整備）の概要欄は確実に記載されているか。	適 ・ 否
◎	6 特定整備記録簿は確実に記載されているか。	適 ・ 否
□登録番号等、□特定整備完了年月日、□依頼者の氏名、住所、□総走行距離、 □整備主任者の氏名、□特定整備事業者名、住所、認証番号		
○	7 認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適 ・ 否
◎	8 特定整備の作業管理に関する業務（事故防止の教育、作業管理等）	適 ・ 否
◎	9 特定整備後のできばえ確認業務	適 ・ 否

道路運送車両法施行規則(一部抜粋)

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

第 62 条の 2 の 2 法第 91 条の 3 の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (5) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- (6) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。
- (7) 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからウまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハマまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第 91 条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から 15 日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第 3 号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第 1 項第 7 号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第 3 号の者が第 1 項第 7 号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

※ 下線部分は、令和 2 年 2 月 6 日付け、国土交通省令第 6 号による改正部分であり、令和 2 年 4 月 1 日施行

自動車特定整備事業者の処分事例（全国）

< 事例 1 > 自動車特定整備事業の停止（10日間）

【違反の概要】

当該事業者より、自動車検査証と乗車定員の異なる自動車に保安基準適合証を交付したと自主申告があったため、特別監査を実施したところ、申告どおり同一性の異なる自動車に保安基準適合証を交付していたほか、保安基準適合証を交付後に自動車検査員が側方反射器を取り外す不正改造を実施していたことが確認された。

【違反事項】

- ・不正改造を実施した（1台）

【指定事業違反事項】

- ・法令の規定を遵守する体制でない。
- ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。
- ・指定整備記録簿に虚偽の記載をした。

【指定事業者の処分】

- ・保安基準適合証等交付停止30日間

< 事例 2 > 自動車特定整備事業の停止（10日間）

【違反の概要】

当該事業者は、自動車製作者から特定整備に関する不備案件があったとの参考情報を受け、自社事業場の自主点検を実施したところ、当該事業場において特定整備を実施した際に行うべきできばえ確認を実施していなかった車両があったことにより、管轄の運輸支局へ報告を行った。

その後、報告を受けた支局において、特別監査を行ったところ、点検整備作業を実施した工員が特定整備記録簿のできばえ確認を実施していない整備主任者の氏名を偽って記載していたことが確認された。

また、別の車両では特定整備を実施したにもかかわらず、特定整備記録簿を作成していなかったことが確認された。

【違反事項】

- ・特定整備記録簿の虚偽記載を行った。
- ・特定整備記録簿の記載なし。
- ・整備主任者の特定整備記録簿に関する統括管理不備

< 参考 >

自動車整備事業者に対する行政処分等については、北海道運輸局ホームページに掲載しております。

（以下 URL のページで確認できます）

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/kakusyu/gyoseisyobun/seibi/index.html>

(独) 自動車技術総合機構審査事務規程の第31次～第35次改正の概要について

○第31次改正（令和2年6月30日付け）

- ✓ 指定自動車等の認証関係の改正

○第32次改正（令和2年8月付け）

- ✓ 指定自動車等の認証関係の改正

○第33次改正（令和2年12月15日付け）

- ✓ 二輪自動車への昼間走行灯の規制緩和
- ✓ 二輪自動車への車幅灯及び側方反射器の義務化
- ✓ 近接排気騒音の測定方法の明確化
- ✓ 新規検査等における事前提出書面審査対象技術基準等の一部拡大
- ✓ 量産型超小型モビリティに係る法整備

○第34次改正（令和2年12月25日付け）

- ✓ 押印等の廃止に伴う見直し等

○第35次改正（令和3年3月29日付け）

- ✓ 周辺監視装置における自動車の最外側の突出量緩和
- ✓ UN-R155 および UN-R156 の取込み
- ✓ 第9章「テスト等による機能維持確認」の新設
- ✓ 並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化
- ✓ 衝突試験に係る基準の適用範囲の拡大

審査事務規程の一部改正について（第31次改正）

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日規程第2号）について一部改正を行う。

審査事務規程の別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加、一部改正及び廃止を行う。

【新規追加する試験項目（2項目）】

- | | |
|-------------------------|------------------------------------|
| ①TRIAS_08-J042GTR015-01 | 燃料消費率試験（世界統一技術規則第15号（WLTCモード）） |
| ②TRIAS_31-J042GTR015-01 | 軽・中量車排出ガス試験（世界統一技術規則第15号（WLTCモード）） |

【一部改正する試験項目（8項目）】

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| ③TRIAS_11(2)-J007R018R116-01 | 四輪自動車等の施錠装置試験 |
| ④TRIAS_18-R094-02 | オフセット衝突時の乗員保護試験（協定規則第94号） |
| ⑤TRIAS_18-R137(1)-02 | 前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第137号） |
| ⑥TRIAS_22-R017(1)-02 | 座席及び座席取付装置試験（協定規則第17号（乗用等）） |
| ⑦TRIAS_22-R080(1)-03 | バスの座席及び座席取付装置試験（協定規則第80号（単品）） |
| ⑧TRIAS_22(3)-R016(2)-02 | 座席ベルト試験（協定規則第16号（車両）） |
| ⑨TRIAS_32-J052R048-04 | 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験 |
| ⑩TRIAS_32-R123-05 | 前照灯試験（協定規則第123号） |

【廃止する試験項目（1項目）】

- | | |
|------------------|----------------------|
| ⑪TRIAS_08-008-01 | 燃料消費率試験（圧縮水素燃料電池自動車） |
|------------------|----------------------|

2. 関連する告示

- ◆ 関連法令等

【告示】

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示について（令和2年6月30日国土交通省告示第704号）[①②⑩関係]
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年5月29日国土交通省告示第629号）[③⑦関係]
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和元年5月28日国土交通省告示第68号）[④⑤⑥⑧⑨関係]

3. 施行日

令和2年6月30日

特定改造等許可制度の開始に伴う審査事務規程等の改正について

1. 背景

令和元年5月24日に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）において、自動運行装置等に組み込まれたプログラム等の改変による改造を、電気通信回線を使用する方法によりする行為等（以下「特定改造等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないとする制度（以下「特定改造等許可制度」という。）が創設された。

特定改造等許可制度において、自動車認証審査部は、①申請者が特定改造等を適確に実施するに足る能力（業務管理システム）が自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）に定められる基準に適合しているかどうか、②特定改造等により改変された自動車が保安基準に適合しているかどうかの審査を実施することとなっている。

当該許可に関する改正法の規定の施行期日は、公布の日から起算して1年半を超えない範囲内（令和2年11月23日）とされており、改正法附則において、施行期日3ヶ月前（令和2年8月下旬）から申請が可能となる場所、特定改造等許可制度に係る審査に対応するため、2. のとおり関係規程類の改正を行う。

2. 改正内容

（1）審査事務規程（平成28年規程第2号）

- 「第2章自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法」に、特定改造等許可制度に係る審査の実施方法等を追加。
- 別添1 試験規程にプログラム等改変業務管理システム試験を追加

（2）自動車等の先行受託試験取扱規程（平成28年規程第29号）

- 先行受託試験の対象として、業務管理システムを追加
- 先行受託試験結果の活用先として、特定改造等許可制度に係る審査を追加

（3）認証審査手数料収納等取扱規程（平成28年規程第33号）

- 特定改造等許可制度に係る審査手数料に関する取扱いを追加

（4）自動車等の先行受託試験実施要領（平成28年所長通達第1号）

- 業務管理システムの基準適合性審査について、単価を規定する。具体的料金は、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）に規定されている金額を引用。

（5）認証審査手数料収納等取扱要領（平成28年所長通達第3号）

- 特定改造等許可制度に係る審査手数料に関する取扱いを追加

その他、所要の改正を行う。

3. 施行日

令和2年8月24日

審査事務規程の一部改正について（第 33 次改正）

1. 改正概要

自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置の試験速度の要件を強化します。[7-15、7-16]
 - 二輪自動車への昼間走行灯の備付けを可能とします。[6-72 の 2、7-72 の 2、8-72 の 2]
 - 二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととします。[6-71、6-75、7-71、7-75、8-71、8-75]
 - 長さ 2.5m、幅 1.3m、高さ 2m を超えない最高速度 60km/h 以下の軽自動車のうち高速自動車国道等を運行しないものについて、第 6 章による審査の際、前面衝突に係る試験速度を 40km/h とすることができることとすると共に、ポールへの側面衝突に係る基準を適用しないことができることとします。

また、当該自動車には、車両後面に規定の標識を表示しなければならないこととします。[6-13、6-22、6-24、6-25、6-27、6-28、6-30、6-32、6-41、6-92、8-32、8-92]
 - 相対値規制が適用される自動車の近接排気騒音の測定方法について、排気管の開口部を複数有する自動車の取扱いについて明確化するとともに、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車の測定回転数を明確化します。[別添 10]
- ② 新規検査等における事前提出書面審査対象技術基準等の一部拡大 [別添 2]
 - 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」への適合性を確認する書面を追加します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年 6 月 30 日国土交通省告示第 704 号、令和 2 年 8 月 5 日国土交通省告示第 788 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年 9 月 1 日国土交通省告示第 829 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 2 年 9 月 25 日国土交通省令第 78 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 9 月 25 日国土交通省告示第 1021 号）
- ・ 「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（令和 2 年 10 月 30 日国土交通省告示第 1331 号）」
- ・ 「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年 10 月 30 日国土交通省令第 84 号）」

3. 施行日

令和 2 年 12 月 15 日

新規検査等届出書の届出様式が変更になります

新規検査等届出書の届出様式について、令和3年4月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 新規検査等届出書（第1号様式（その1））及び（第1号 様式（その2））が変わります。
→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。
- ② 過回転防止装置が備えられている自動車は、第1号様式（その1）「その他」欄の「騒音防止装置にかかる過回転防止装置の有無」欄のいずれかに届出される方が必ず○（マル）印を付すこととなります。
- ③ 第1号様式（その2）「備考の最大安定傾斜角度の書面有無」及び「第6-1号様式又は第6-2号様式添付有無」欄のいずれかに届出される方が必ず○（マル）印を付すこととなります。

■新規検査等届出書の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn0000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology
揭示期限 令和3年12月15日

並行輸入自動車にかかる届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和3年4月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第2号様式、第3号様式及び第4号様式）が変わります。
→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。
- ② 燃料噴射方式、過回転防止装置が備えられている自動車は、第2号様式、第3号様式及び第4号様式の該当する箇所に届出される方が必ず〇（マル）印を付し、過回転防止装置の作動回転数を記載することとなります。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology
揭示期限 令和3年12月15日

審査事務規程の一部改正について（第34次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

◆ 押印等の廃止に伴う見直し等

政府の規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」とされているところであり、この政府方針を踏まえ、各種届出書の様式で規定している押印又は署名を廃止します。

(2) 自動車の型式の指定等関係

◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日規程第2号）について一部改正を行います。

・別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

【新規追加する試験項目（21項目）】

- | | | |
|------|---------------------|---|
| (1) | TRIAS 32-R053-01 | 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第53号） |
| (2) | TRIAS 32-R149-01 | 照射灯火試験（協定規則第149号（前照灯）） |
| (3) | TRIAS 33-R149-01 | 照射灯火試験（協定規則第149号（前部霧灯）） |
| (4) | TRIAS 33(2)-R149-01 | 照射灯火試験（協定規則第149号（側方照射灯）） |
| (5) | TRIAS 33(3)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（低速走行時側方照射灯）） |
| (6) | TRIAS 34-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（車幅灯）） |
| (7) | TRIAS 34(2)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（前部上側端灯）） |
| (8) | TRIAS 34(3)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（昼間走行灯）） |
| (9) | TRIAS 35(2)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（側方灯）） |
| (10) | TRIAS 36-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（番号灯）） |
| (11) | TRIAS 37-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（尾灯）） |
| (12) | TRIAS 37(2)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（後部霧灯）） |
| (13) | TRIAS 37(3)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（駐車灯）） |
| (14) | TRIAS 37(4)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（後部上側端灯）） |
| (15) | TRIAS 38(2)-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第150号（大型後部反射器）） |
| (16) | TRIAS 39-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（制動灯）） |
| (17) | TRIAS 39(2)-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（補助制動灯）） |
| (18) | TRIAS 40-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（後退灯）） |
| (19) | TRIAS 41-R148-01 | 信号灯火試験（協定規則第148号（方向指示器）） |
| (20) | TRIAS 43(4)-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第150号（停止表示器材）） |
| (21) | TRIAS 48-R157-01 | 自動車線維持システム試験（協定規則第157号） |

【一部改正する試験項目（10項目）】

- | | | |
|------|----------------------|----------------------------|
| (22) | TRIAS 08-003(1)-02 | 燃料消費率試験（重量車（2025年度燃費基準対応）） |
| (23) | TRIAS 11-R079-03 | かじ取装置試験（協定規則第79号） |
| (24) | TRIAS 11-J008R062-01 | 二輪自動車等の施錠装置試験 |
| (25) | TRIAS 12-R078-04 | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第78号） |
| (26) | TRIAS 18-R026-02 | 外部突起試験（協定規則第26号） |
| (27) | TRIAS 30-R051-01 | 四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第51号） |
| (28) | TRIAS 31-J041(4)-03 | ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDCモード） |
| (29) | TRIAS 43(8)-R144-01 | 事故自動緊急通報装置試験（協定規則第144号） |
| (30) | TRIAS 43(9)-R151-01 | 側方衝突警報装置試験（協定規則第151号） |
| (31) | TRIAS 44-R046(2)-02 | 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第46号） |

・その他、所要の改正を行います。

2. 関係する省令等

【省令】

- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和元年10月15日国土交通省令第40号）〔(2)～(20)関係〕
- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和2年9月25日国土交通省令第78号）〔(1)関係〕
- ・装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（令和2年12月25日国土交通省令第100号）〔(21)関係〕

【告示】

- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成30年10月16日国土交通省告示第1175号）〔(28)関係〕
- ・自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する告示（平成31年3月29日国土交通省告示第464号）〔(22)関係〕
- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年10月15日国土交通省告示第714号）〔(2)～(20)関係〕
- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年9月25日国土交通省告示第1021号）〔(1)、(23)、(24)、(26)、(27)、(29)、(30)、(31)関係〕
- ・道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年12月25日国土交通省告示第1577号）〔(21)、(23)、(25)関係〕

3. 施行日（予定）

1. (1) 関係：令和2年12月25日
1. (2) 中(21)、(23)、(25)以外：改正省令・告示の公布日（令和2年12月25日）
1. (2) 中(21)、(23)、(25)関係：改正省令・告示の施行日（令和3年1月22日）

審査事務規程の一部改正について（第 35 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の幅を測定する際に、安全運転支援のための検知装置等を含めないこととします。[7-2]
 - オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量 2.5t から 3.5t 以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のものを除く。）を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-30]
【適用時期】 新型車：令和 5 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日
 - 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面の高さにかかわらず適用します。[7-23、7-26、7-31]
【適用時期】 新型車：令和 4 年 7 月 5 日 継続生産車：令和 6 年 7 月 5 日
 - フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量 2.8t から 3.5t 以下の貨物自動車を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-29]
【適用時期】 新型車：令和 9 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日
 - 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 153 号の技術的な要件を適用することとします。[6-23、7-23、7-25、7-26]
【適用時期】 新型車：令和 4 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 6 年 9 月 1 日
 - 自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムの基準について、自動運行装置を備える自動車以外にも適用します。[7-27、8-27]
- ② テスタ等による審査について、新設の第 9 章「テスタ等による機能維持確認」に集約
 - 機能維持の確認をテスタ等により行う場合について、各装置に規定されていた基準を一つの章に整理することにより明確化します。[第 9 章]
- ③ 並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化等について [別添 3]
 - 技術基準等宣言書により適合性証明範囲の明確化
 - WVTa ラベル等の審査の厳格化
 - 技術基準等の適合性を証する書面の統一化
 - 「指定自動車等と関連」と判断するための資料についての明確化
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

【細目告示に新たに採択された協定規則に対応した TRIAS の追加（4 項目）】

- | | | |
|-----|---------------------|--|
| (1) | TRIAS 17(2)-R155-01 | サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。）） |
| (2) | TRIAS 17(2)-R156-01 | プログラム等改変システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.2.に限る。）） |
| (3) | TRIAS 99-R155-01 | サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2.に限る。）） |
| (4) | TRIAS 99-R156-01 | プログラム等改変業務管理システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.1.に限る。）） |

【反射器類の協定規則の法規簡素化（反射器の種類ごとに UN 規則が分かれていたものを R150 に統合）に伴い、当該規則に対応した TRIAS の新規追加（3 項目）】

- | | | |
|-----|---------------------|----------------------------|
| (5) | TRIAS 35-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器）） |
| (6) | TRIAS 35(2)-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器）） |
| (7) | TRIAS 38-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器）） |

【細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（4 項目）】

- | | | |
|------|------------------------|-----------------------------------|
| (8) | TRIAS 18-R094-04 | オフセット衝突時の乗員保護試験（協定規則第 94 号） |
| (9) | TRIAS 18-R095-03 | 側面衝突時の乗員保護試験（協定規則第 95 号） |
| (10) | TRIAS 18-R137(1)-03 | 前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第 137 号） |
| (11) | TRIAS 18(2)-R058(2-04) | 突入防止装置試験（協定規則第 58 号（車両）） |

【付表等についての誤記修正および様式の見直し（7 項目）】

- | | | |
|------|------------------------|------------------------------------|
| (12) | TRIAS 08-003-02 | 燃料消費率試験（重量車） |
| (13) | TRIAS 09-R142-01 | 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号） |
| (14) | TRIAS 10-R121-02 | 操作装置及び表示装置試験（協定規則第 121 号） |
| (15) | TRIAS 18(2)-R058(1)-01 | 突入防止装置試験（協定規則第 58 号（単品）） |
| (16) | TRIAS 31-J044GTR002-01 | 二輪車排出ガス試験（世界統一技術規則第 2 号（WMTC）） |
| (17) | TRIAS 32-J052R048-04 | 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験 |
| (18) | TRIAS 44-R046(1)-01 | 後写鏡等試験（協定規則第 46 号） |

- ② 別表 2（外国の試験機関）について、TÜV NORD（ドイツ）や UTAC（フランス）等の試験項目の指定の追加等に伴い、所要の改正を行います。
- ③ その他、TRIAS の新規追加等に伴い、所要の改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省令第 100 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号）

3. 施行日（予定）

令和 3 年 4 月 1 日

（ただし、1.（1）③については令和 3 年 6 月 30 日まで従前規定とする経過措置を規定）

並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和3年7月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2）、第2～6号様式）が変わります。
- ② 技術基準等が適用される並行輸入自動車について、新たに「技術基準等宣言書（第6号様式）」の提出を求めるとします。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和4年3月31日

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

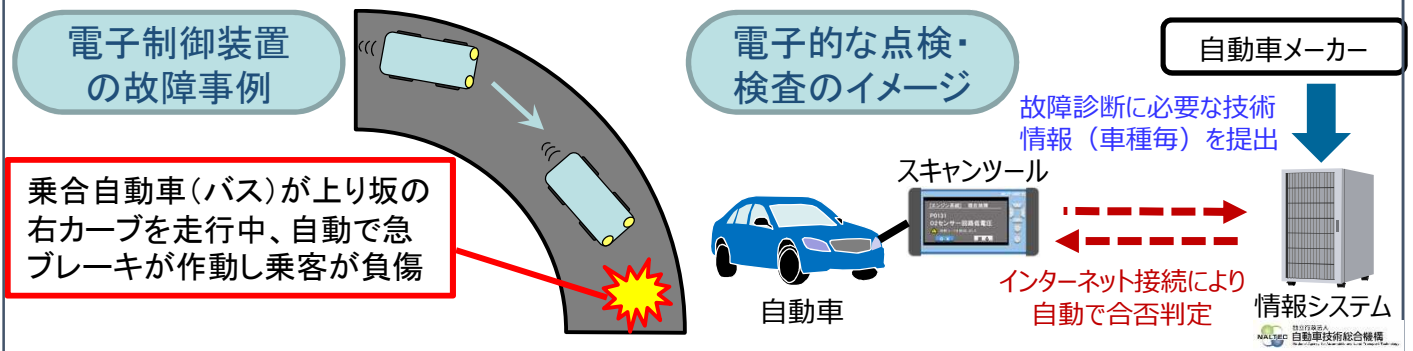
令和3年10月1日より

概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加(1台あたり一律400円)されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査(車検)のタイミングで、車載式故障診断装置(OBD)を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要なとなる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場(車検場)や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場(民間車検)や軽自動車検査協会を受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,400円	1,800円	変更なし	1,800円	2,200円
	小型自動車		1,300円	1,700円		1,700円	2,100円
	小型自動車(二輪)		1,300円	1,700円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400円	1,800円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
指定整備	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円 (oss)1,000円	-	1,200円 (oss)1,000円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円		400円	1,500円

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,700円	2,100円	変更なし	2,100円	2,500円
	小型自動車		1,600円	2,000円		2,000円	2,400円
	小型自動車(二輪)		1,600円	2,000円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
完成検査終了証の提出	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円 (oss)1,000円	-	1,200円 (oss)1,000円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円		400円	1,500円

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造等変更検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

技術情報管理手数料の納付方法について

令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

1. 登録車

① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済^{※1}によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合） 窓口において自動車審査証紙^{※2}によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



2. 軽自動車

① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済^{※3}によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合） 現行の検査手数料と同様、窓口において現金^{※4}でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

—審査事務規程第 31 次改正— （抜粋） 令和 2 年 6 月 30 日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 32 次改正— （抜粋） 令和 2 年 8 月 24 日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 33 次改正— （抜粋） 令和 2 年 12 月 15 日

過回転防止装置の用語の定義の新設 (1-3)

無負荷運転状態において原動機の回転数を抑制する装置（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）をいう。

多仕様自動車の用語の定義の新設 (1-3)

法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車（共通構造部型式指定規則第4条第1項の規定による申請に基づく指定を受けた特定共通構造部を有する自動車にあつては、当該指定特定共通構造部自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式について同規則第3条第1項の規定による申請に基づく指定を受けた日と同一の日に指定を受けたものとみなす。）をいう。（当該指定を受けた後に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けるものを除く。）なお、規程においては、大臣定め通達上の表記に対し次の例により表記する。

<大臣定め通達上の表記>

平成●年■月▲日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

<規程上の表記>

平成●年■月▲日以前の多仕様自動車

量産型超小型モビリティの定義の新設 (1-3)

長さ2.50m、幅1.30m、高さ2.00mを超えない軽自動車であって、最高速度60km/h以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものをいう。

量産型超小型モビリティの特例

6-13 かじ取装置

7-13の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) ～ (3) (略)

[量産型超小型モビリティの特例]

(4) 量産型超小型モビリティのかじ取装置は、6-13の規定に係る審査において、7-13-1-3 (3)の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S5の5.(5.5.を除く。)及び6.に適合するものであればよい。この場合においてUN R12-04-S5の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94の附則3の4.又はUN R137の附則3の4.の規定中、「56+1km/h」又は「50+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第7条第14項関係)

6-22 燃料装置

7-22の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) ～ (2) (略)

[量産型超小型モビリティの特例]

(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする量産型超小型モビリティの燃料タンク及び配管は、6-22の規定に係る審査において、7-22-1-2 (3)の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第12条第12項、第13項関係)

- ① UN R137-01-S2の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。この場合において、UN R137の附則3の4.の規定中、「50+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。
- ② UN R34-03-S2の8.及び9.6.に適合すること。ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03-S2の5.及び6.又は13.に適合するものであるときは、UN R34-03-S2の8.1.1.は適用しない。
- ③ UN R94-03-S1の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。この場合において、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。

- ④ 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（三輪自動車を除く。）にあつては、UN R95-03-S7の5.3.6.に適合すること。

6-24 高压ガスの燃料装置

7-24の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) (略)

[量産型超小型モビリティの特例]

(2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-24の規定に係る審査において、7-24-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第17項、第18項関係）

- ① UN R137-01-S2の附則3に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3の7.2.1.から7.2.3.までに適合すること。この場合において、UN R137の附則3の4.の規定中、「50+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。
- ② UN R34-03-S2の附則4 (2.7.2.を除く。)又は細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3の7.2.1.から7.2.3.までに適合すること。この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法はUN R134-00-S3 (附則5の1.及び2.に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。
- ③ UN R134-00-S3の7.2.に適合すること。この場合において、UN R134-00-S3の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。
- ④ UN R94-03-S1の附則3の1.、3.及び4.に定める方法及びUN R134-00-S3の附則5に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3の7.2.1.から7.2.3.までに適合すること。この場合において、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。

6-25 電気装置

7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) ~ (2) (略)

[量産型超小型モビリティの特例]

(3) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、6-25の規定に係る審査において、7-25-1-2 (5) の規定にかかわらず、当該自動車は衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第21項関係)

- ① UN R137-01-S2の5.2.8.に適合すること。この場合において、UN R137の附則3の4の規定中、「50+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。
- ② 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車については、UN R95-03-S7の5.3.7.に適合すること。
- ③ 細目告示別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.に適合すること。
- ④ UN R12-04-S5の5.5.又はUN R94-03-S1の5.2.8.に適合すること。この場合において、UN R12-04-S5又はUN R94-03-S1の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94の附則3の4.又はUN R137の附則3の4.の規定中、「56+1km/h」又は「50+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。
- ⑤ 原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4の6.4.に適合すること。この場合において、UN R100-02-S4の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。なお、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4の6.4.1.に適合するものとする。

6-27 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-27の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

[量産型超小型モビリティの特例]

- (1) 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-27の規定に係る審査において、7-27-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S2の5. (5.2.6.から5.2.8.までを除く。) 及び6.に適合するものであればよい。この場合において、UN R137の附則の4.の規定中、「50+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第15条第33項関係)

6-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-28の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

[量産型超小型モビリティの特例]

(1)量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-28の規定に係る審査において、7-28-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03-S1の5. (5.2.6.から5.2.8.までを除く。) 及び6.に適合するものであればよい。この場合において、UNR94の附則3 の4.の規定中、「56+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第15条第33項関係)

6-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-30の規定を適用する。ただし、量産型超小型モビリティにあつては、6-30の規定に係る審査において、7-30の規定を適用しないことができる。(適用関係告示第15条第34項)

6-41 座席ベルト等

7-41の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) ～ (2) (略)

[量産型超小型モビリティの特例]

(3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-41の規定に係る審査において、7-41-2 (4) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UNR16-08の6.、7.及び8.1.から8.3.6.までに適合するものであればよい。この場合において、UNR16-08の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第20条第25項関係)

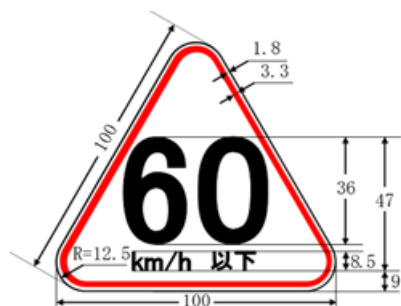
量産型超小型モビリティに係る車体表示の追加

7-32の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

[量産型超小型モビリティの特例]

(1) 量産型超小型モビリティであつて、前面衝突試験に係る試験速度について、UNR94の附則3の4.若しくはUNR137の附則3の4.の試験速度を、「40+1km/h」と読み替えて適用したもの又はポールとの側面衝突試験について、UNR135の技術的な要件を適用しないものは、次の様式による標識を車体後面の見やすい位置に表示しなければならない。(適用関係告示第7条第14項、第12条第12項、第13項、第13条第17項、第18項、第14条第21項、第15条第33項、第34項、第20条第25項関係)

様式



備考

- ① 縁線の色は赤色であり、赤色で反射するものとする。
- ② 縁及び地の色は白色であり、白色で反射するものとする。
- ③ 文字の色は黒色とする。
- ④ 寸法の単位は、ミリメートルとする。

8-92 その他の灯火等の制限

8-92-1 装備要件

自動車には、8-62から8-91までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（細目告示第218条第1項関係）

(1) ～ (6) (略)

(7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、8-24-1-1 (5) ④及び8-24-1-1 (6) ④に掲げるもの及び量産型超小型モビリティに備える8-32-1 (4) の車体表示にあつては、この基準に適合するものとする。（細目告示第218条第7項、適用関係告示第48条5項）

(8) ～ (12) (略)

二輪自動車の灯火器等の基準の拡大

7-62 走行用前照灯

7-62-1 装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、配光可変型前照灯であつて、灯光の色、明るさ等がUNR149-00-S2の4.及び5.3.又はUNR123-01-S9の6.3.及び7.に適合するものを備える自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第

32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係、適用関係告示第29条第24項関係)

7-62-2 (略)

7-62-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準 (最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあつては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が10,000cd以上のものにあつては①、⑤から⑪まで及び7-62-2-1③) に適合するように取付けられなければならない。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係)

①～② (略)

③ 二輪自動車に備える走行用前照灯は、その照明部の上縁の高さが、地上1,300mm以下、下縁の高さが地上500mm以上となるように取付けられていること。

④ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び側車付二輪自動車にあつては、この限りでない。

⑤～⑪ (略)

7-63 すれ違い用前照灯

7-63-1～7-63-2 (略)

7-63-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第6項関係) この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係)

① (略)

② 側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下 (大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上500mm以上 (大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上500mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ) となるように取付けられていること。

③ 側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1,200mm以下となるように取付けられていること。

④～⑪ (略)

⑫ 二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。ただし、昼間走行灯が点灯している場合にあってはこの限りでない。

⑬ 側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。

⑭～⑮ (略)

(2) (略)

7-67 前部霧灯

7-67-1～7-67-2 (略)

7-67-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第33条第3項) この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第43条第2項関係、細目告示第121条第3項関係)

① (略)

② 側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下 (大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取付けることができる最低の高さ) 、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。 この場合において、次に掲げる自動車にあつては、照明部の上縁の高さを地上1,200mm以下と読み替えて適用する。

ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの (二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)

イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t超のもの (二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)

ウ 二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車

③ 側車付二輪自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。

④ (略)

⑤ 二輪自動車に前部霧灯を一個備える場合にあっては、その照明部の最内縁が車両中心面から250mm以内となるよう取付けられていること。

⑥ (略)

⑦ 前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、二輪自動車に備える前部霧灯にあつてはこの限りでない。

⑧～⑪ (略)

⑫ 前部霧灯は、点滅するものでないこと。ただし、⑪ただし書の場合にあっては、この限りでない。

⑬～⑭ (略)

(2) (略)

7-71 車幅灯

7-71-1 装備要件

自動車（最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車にあっては、7-71-3 (1) ②のただし書の規定により灯光の色が白色である場合にあっては前面に1個備えればよいものとし、幅0.8m以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。（保安基準第34条第1項関係）

7-71-2 性能要件

7-71-2-1 視認等による審査

(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅（二輪自動車にあっては、当該自動車の存在）を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第34条第2項関係、細目告示第45条第1項関係、細目告示第123条第1項関係）

①～④ (略)

(2) (略)

7-71-2-2 (略)

7-71-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第34条第3項関係）この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係）

① 二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯の数は、2個又は4個であること。ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

② 二輪自動車に備える車幅灯の数は、2個であること。ただし、車幅灯の灯光の色が白色である場合にあっては、1個であってもよい。

③ 側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下（二輪自動車に備えるものにあつては地上1,200mm以下）、下縁の高さが地上250mm以上（二輪自動車に備えるものにあつては地上350mm以上）となるように取付けられていること。

④側車付二輪自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

⑤ 二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内（被牽引自動車にあっては、150mm以内）となるように取付けられていること。

⑥～⑪（略）

⑫ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（白色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑧から⑩までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。

⑬ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（橙色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑧から⑩までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であること。

⑭（略）

(2)（略）

7-72の2 昼間走行灯

7-72の2-1 装備要件

自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。（保安基準第34条の3第1項）

7-72の2-2性能要件

7-72の2-2-1（略）

7-72の2-2-2書面等による審査

(1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第34条の3第2項関係、細目告示第46条の2第1項関係、第124条の2第1項関係、第42条第7項関係、第9項関係、第120条第7項関係、第11項関係）

①（略）

② 昼間走行灯を備える自動車（二輪自動車を除く。）の走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、当該自動車の速度が10km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。

③ 昼間走行灯を備える二輪自動車にあっては、原動機が作動している場合に常に走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び昼間走行灯のいずれかが点灯し、夜間に昼間走行灯が自動的にすれ違い用前照灯に切り替わる構造であること。ただし、光度が700cd以下の昼間走行灯を備える二輪自動車にあっては、手動ですれ違い用前照灯に切り替える構造であってもよい。

④（略）

(2) ～ (4)（略）

7-72の2-3取付要件（視認等による審査）

(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第34条の3第3項関係、細目告示第46条の2第2項関係、細目告示第124条の2第3項関係）

- ① 昼間走行灯の数は、2個（二輪自動車に備えるものにあつては、1個又は2個）であること。
- ② 二輪自動車以外の自動車に備える昼間走行灯は、その照明部の最内縁において600mm（幅が1,300mm未満の自動車にあつては、400mm）以上の間隔を有するものであること。
- ③ 二輪自動車に昼間走行灯を1個備える場合にあつては、その照明部の中心が車両中心面上となるように取付けられていること。ただし、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び車幅灯の横に並ぶもの並びに走行用前照灯又は車幅灯と兼用のものにあつては、昼間走行灯の照明部の最内縁が車両中心面から250mm以内となるように取付けられていれよ。
- ④ 二輪自動車に昼間走行灯を2個備える場合にあつては、その照明部の中心が車両の中心面に対して対称となるように取付けられていること。この場合において、昼間走行灯（走行用前照灯又はすれ違い用前照灯と構造上一体となっているもの及び兼用のものを除く。）は、その照明部の最内縁において間隔が420mm以内又は車両中心面に直交する鉛直面に車両の前部を投影したときに、照明部がその投影面の内側となるよう取付けられていること。
- ⑤～⑥（略）
- ⑦ 昼間走行灯の照明部は、昼間走行灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに昼間走行灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より昼間走行灯の内側方向20°（二輪自動車に備えるものにあつては、内側方向10°）の平面及び昼間走行灯の外側方向20°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-72の2-2-1（1）①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。
- ⑧ 原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前部霧灯又は前照灯が点灯しているとき（二輪自動車にあつては、原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前照灯が点灯しているとき）は、昼間走行灯は自動的に消灯するように取付けられなければならない。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあつては、この限りでない。
- ⑨～⑪（略）

⑫ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の昼間走行灯は、⑨の基準にかかわらず、方向指示器を作動させている場合においては方向の指示をしている側のもの、非常点滅表示灯を作動させている場合においては両側のものが消灯する構造であること。

⑬ (略)

(2) (略)

7-75 側方反射器

7-75-1 装備要件

(1) 次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。
(保安基準第35条の2第1項)

①～④ (略)

(2) 二輪自動車の両側面には、側方反射器を備えなければならない。 (保安基準第35条の2第1項)

7-75-2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さ (二輪自動車にあっては、当該自動車の存在) を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条の2第4項関係、細目告示第48条第3項関係、細目告示第126条第5項関係)

①～② (略)

③ 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部反射器(被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。)と構造上一体となっているもの及び二輪自動車の側面に備えるものにあつては、赤色であつてもよい。

④ (略)

(2) (略)

7-75-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係) この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第48条第4項関係、細目告示第126条第7項関係)

① 側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1,500mm以下(二輪自動車に備えるものにあつては地上900mm以下)、下縁の高さが地上250mm以上(二輪自動車に備えるものにあつては地上300mm以上)となるように取付けられていること。

② 側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°(二輪自動車に備えるものにあつては上方15°)の平面及び下方10°(二輪自動車に備え

るものにあつては下方15°の平面（側方反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方5°の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向45°（二輪自動車に備えるものにあつては前方向30°）の平面及び後方向45°（二輪自動車に備えるものにあつては後方向30°）の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも7-75-2（1）①に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。

- ③ 側車付二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。
- ④ 長さ6mを超える自動車〔⑨に規定する自動車、二輪自動車、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。〕に備える側方反射器は、その反射部の間隔が3,000mm以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方反射器の反射部の間隔が3,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる4,000mm以内の位置）となるよう取付けられていること。
- ⑤ 長さ6mを超える自動車（⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。）に備える側方反射器は、少なくとも左右それぞれ1個の側方反射器が、その反射部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その反射部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取付けられていること。
- ⑥ 長さ6mを超える自動車（⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。）に備える側方反射器のうち最前部に取付けられたものの反射部の最前縁は、自動車の前端から3,000mm以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から3,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように取付けられていること。
- ⑦ 長さ6mを超える自動車（⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。）に備える側方反射器のうち最後部に取付けられたものの反射部の最後縁は、自動車の後端から1,000mm以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から1,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取付けられていること。

（参考図）（略）

⑧ 長さが6m以下の自動車（二輪自動車を除く。）の両側面に備える側方反射器は、前部に備える場合にあつてはその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内（除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方反射器であつて、その自動車の構造上自動車の前端から3分の1以内に取り付けることができないものは、取付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように、また、後部に備える場合にあつてはその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から3分の1以内に取り付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように前部又は後部に取り付けられていること。

（参考図）（略）

⑨ 長さが6mを超え7m以下の自動車〔専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車を除く。）であつて乗車定員10人未満の自動車に限る。〕の両側面に備える側方反射器は、前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が3,000mm以内となるように、かつ、後部に備える側方反射器のその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部及び後部に取り付けられなければならない。

⑩～⑪（略）

(2)（略）

7-77 尾灯

7-77-1（略）

7-77-2 性能要件

7-77-2-1 視認等による審査

(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅（二輪自動車にあつては、当該自動車の存在）を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第37条第2項関係、細目告示第50条第1項関係、細目告示第128条第1項関係）

①～④（略）

(2)（略）

7-77-2-2（略）

7-77-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第37条第3項関係）この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第50条第2項関係、細目告示第128条第3項関係）

①（略）

- ② 側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下（二輪自動車に備えるものにあつては地上1,500mm以下）、下縁の高さが地上350mm以上（二輪自動車に備えるものにあつては地上250mm以上、セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ）となるように取付けられていること。
- ③ 側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。
- ④ 二輪自動車以外の自動車の後面の両側に備える尾灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。
- ⑤ (略)
- ⑥ 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあつては、この限りでない。
- ⑦～⑪ (略)
- (2) ～ (3) (略)

7-78 後部霧灯

7-78-1～7-78-2 (略)

7-78-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第37条の2第3項関係）この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第51条第2項関係、細目告示第129条第3項関係）

①～② (略)

③ 後部霧灯は、次のいずれかの要件（二輪自動車に備えるものにあつてはイの要件）に適合する構造であること。

ア～イ (略)

④ 側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,000mm以下（二輪自動車に備えるものにあつては地上900mm以下）、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。

⑤ 側車付二輪自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上1,000mm以下となるように取付けられていること。

⑥ (略)

⑦ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向25°（二輪自動車の後面の両側に備えるものにあ

つては内側方向10°)の平面及び後部霧灯の外側方向25°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-78-2-1(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。

- ⑧ 後部霧灯を1個備える場合にあつては、当該後部霧灯の中心が車両中心面上又はこれより右側の位置(二輪自動車に備えるものにあつては車両中心面上の位置に限る。)となるように取付けられていること。

7-79～7-80 (略)

7-81 後部反射器

7-81-1～7-81-2 (略)

7-81-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第38条第3項関係)この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第54条第2項関係、細目告示第132条第3項関係)

- ① 側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1,500mm以下(二輪自動車に備えるものにあつては地上900mm以下)、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。
- ② 側車付二輪自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上1,500mm以下となるように取付けられていること。
- ③ 二輪自動車以外の自動車の最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。ただし、側車付二輪自動車の二輪自動車部分に備えるものにあつてはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取付けられていなければならない。
- ④ 二輪自動車の後面に後部反射器を1個備える場合にあつては、その反射部の中心が車両中心面上となるように取付けられていること。
- ⑤ 二輪自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面(後部反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方5°の平面)並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。この場合に

において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも7-81-2(1)③に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。

- ⑥ 二輪自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面（後部反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、下方5°の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向10°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取付けられていること。ただし、二輪自動車の後面の中央に備えるものにあつては、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取付けられていること。

⑦～⑩（略）

(2)（略）

7-84 制動灯

7-84-1（略）

7-84-2 性能要件

7-84-2-1 視認等による審査

(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合には、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条第2項関係、細目告示第56条第1項関係、細目告示第134条第1項関係）

①～③（略）

- ④ 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては内側方向10°）の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあつては、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方15°の

平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。

⑤ (略)

(2) (略)

7-84-2-2 (略)

7-84-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条第3項関係) この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第56条第2項関係、細目告示第134条第3項関係、適用関係告示第42条第15号)

① 制動灯は、制動装置がUN R13-11-S16の5.2.1.30.又は5.2.2.22.若しくはUN R13H-01-S1の5.2.22.に定める制動信号(二輪自動車に備えるものにあつてはUN R78-04-S1の5.1.17.に定める制動信号)を発する場合に点灯する構造であること。ただし、7-15-4又は7-19-4の規定によりUN R13が適用されない自動車に備える制動灯にあつては、運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した際に平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において80km/h(最高速度が80km/h未満の自動車にあつては、その最高速度)から減速した場合の減速能力が 2.2m/s^2 以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。なお、視認等により運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。

② 側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下(二輪自動車に備えるものにあつては地上1,500mm以下)、下縁の高さが地上350mm以上(二輪自動車に備えるものにあつては地上250mm以上、セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。

③ 側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

④ 二輪自動車以外の自動車の後面の両側に備える制動灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。

⑤～⑨（略）

(2) ～ (3)（略）

7-85 補助制動灯

7-85-1～7-85-2（略）

7-85-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第39条の2第3項関係）この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第57条第2項関係、細目告示第135条第3項関係）

①～③（略）

④ 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。ただし、二輪自動車に備えるものにあつてはこの限りでない。

⑤～⑨（略）

(2)（略）

7-85-4（略）

7-87 方向指示器

7-87-1～7-87-2（略）

7-87-3 取付要件（視認等による審査）

(1)（略）

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第4項関係）

①～③（略）

④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の最内縁において240mm以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の中心において150mm以上（二輪自動車の後面に備えるものにあつては、その照明部の最内縁において180mm以上）の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の前方に対して方向の指示を表示するためのものの位置は、方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること。

⑤ 側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下（二輪自動車に備えるものにあつては地上1,200mm以下、除雪、土木

作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、地上2,300mm以下、下縁の高さが地上350mm以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないもの）にあっては、取付けることができる最高の高さ）となるように取付けられていること。

⑥ 側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。

⑦～⑩（略）

(3) ～ (4)（略）

新規検査等における事前提出書面審査対象技術基準等の一部拡大

別添2（4-13関係） 新規検査等提出書面審査要領

1.～3.（略）

4. 事前届出対象自動車

本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

(1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）

新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

① 多仕様自動車及び新型届出自動車以外の自動車であって、同一型式内の他の類別区分番号に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合

② 多仕様自動車又は新型届出自動車であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合

③ 多仕様自動車以外の自動車であって、次表に掲げるもののうち、6-62から6-91までに掲げるもののみを変更する場合

④ 多仕様自動車であって、次表に掲げるもののうち、6-62から6-91までに掲げるものについて、自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第4号様式）又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第6-1号様式）が提出された場合

⑤ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊦マーク又は㊧マークの表示が容易

に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添52「灯火器等及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であつて、当該型式指定番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載する場合

⑥～⑧（略）

表

保安基準	審査事務規程	技術基準等		3.②適用自動車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第32条 前照灯等 ～ 第41条の5 後面衝突警告表示灯	6-62、7-62 走行用前照灯 ～ 6-91、7-91 後面衝突警告表示灯	細目告示別添52	灯火器等及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○
		細目告示別添53	二輪自動車等の灯火器等及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	○
		UN R53	二輪自動車の灯火器等の取付装置に係る協定規則	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附則1

当日提出書面の審査（事前届出対象自動車以外の自動車）

1.～3.（略）

4. 届出書等の記載要領等

4.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1））

(1)～(7)（略）

(8) 「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかの（ ）内に○印が付されていること。

(9) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。

①～⑧（略）

⑨ アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあつては、その旨が記載されていること。

(10) 「その他」欄は、騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無についていずれかの（ ）内に○印が付されていること。また、有に○印が付されている場合にあつては過回転防止装置の作動回転数が併記されていること。

(11)（略）

4.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2））

(1)（略）

(2)～(3)（略）

(4) 「最大安定傾斜角度の書面（計算書）添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。

(5) 「第6-1号様式又は第6-2号様式添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。

(6) ～ (7) (略)

4.3.～4.10 (略)

4.11. 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書 (第6-1号様式)

灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であることこの場合において、第1号様式(その2)の諸元確認者と宣言者の氏名が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用したものではないこと。

4.12. 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書 (第6-2号様式)

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。

4.13.～4.17. (略)

5. 現車審査

(1) 現車審査は、提出された届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。

この場合において、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則4-13にかかわらず、次のいずれかにより取扱うものとする。

① 多仕様自動車であって、第4号様式又は第6-1号様式が提出された場合は、これを無効とし、附則2を適用し第6-2号様式を用いて改めて審査を実施するものとする。

② 多仕様自動車以外の自動車であって、第4号様式又は第6-1号様式が提出された場合は、これを無効とし、審査当日中に第6-2号様式の提出を求めるものとする。

③ 多仕様自動車以外の自動車であって、第6-2号様式が提出された場合は、審査当日中に補正を求めるものとする。

(2) (略)

6. (略)

近接排気騒音の測定方法の明確化

別添10 (7-53、8-53関係) 近接排気騒音の測定方法 (相対値規制適用時)

1.～2. (略)

3. 試験機器等の調整等

3.1. (略)

3.2. マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

(1) ～ (5) (略)

(6) 排気管の開口部を複数有する自動車については次のとおり取扱うものとする。この場合において、排気が漏れている部位は排気管の開口部とみなす。

① 二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、排気管の開口部を複数有し、排気管の基準点の間隔が0.3mを超える場合は、それぞれの排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。また、排気管の基準点の間隔が0.3m以下の場合は、最も後方（最も後方の排気管の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方、かつ、外側の排気管の開口部を複数有する場合は、その上方）の排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。

② ①に掲げる自動車以外の自動車にあっては、排気管の開口部を複数有し、排気管の基準点の間隔が0.3mを超える場合又は消音器を複数有し、かつ、それぞれの消音器について排気管の開口部を有する場合は、それぞれの排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。また、排気管の基準点の間隔が0.3m以下の場合（排気管が1個の消音器に接続するものに限る。）は、最も後方（最も後方の排気管の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方、かつ、外側の排気管の開口部を複数有する場合は、その上方）の排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。

図1～図2（略）

4.（略）

5. 測定方法等

近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。

5.1.～5.2.（略）

5.3. 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い

過回転防止装置を備えた自動車であつて、当該装置の作動により原動機の回転数が5.2.に定める回転数に達しないものについては、過回転防止装置が作動する回転数の95%の回転数 $\pm 100\text{min}^{-1}$ {rpm}を使用するものとする。ただし、アイドル時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあっては、過回転防止装置が作動する回転数を使用するものとする。

6.（略）

—審査事務規程第34次改正— （抜粋） 令和2年12月25日

押印等の廃止に伴う見直し等

—審査事務規程第35次改正— （抜粋） 令和3年3月29日

周辺監視装置の定義の新設 (1-3)

自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置をいう。

側面周辺監視装置の定義の新設 (1-3)

次に掲げる装置であって車体の側面に取付けられるものをいう。

- ① 側方衝突警報装置
- ② 周辺監視装置

周辺監視装置における自動車の最外側の突出量緩和

7-2 長さ、幅及び高さ

7-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち7-2-2で定めるものにあつては、13m）、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係）

①～③（略）

④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置、側面周辺監視装置（7-2-1（3）に定める突出量を超えないものに限る。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。（細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係）

(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）

①（略）

(3) 外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態、後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及び側面周辺監視装置にあつては、取付けられた状態で測定するものとし、この場合において、それぞれ次に定める突出量の範囲内で突出することができる。（保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項及び第5項関係、細目告示第84条第4項及び第5項関係）

① 外開き式の窓、換気装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107に規定する鏡その他の装置にあつては、自動車の最外側から250mm未満及び自動車の高さから300mm未満ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mm以下とする。

- ② 側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）を備える自動車 にあつては、その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下。 ただし、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が2.5mを超えない場合は、適用しない。
- ③ ②に掲げる自動車以外の自動車にあつては、その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下。 ただし、側面周辺監視装置のすべてを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が2.5mを超えない場合は、適用しない。

7-2-2～7-2-6（略）

衝突試験に係る基準の適用範囲の拡大

7-23 燃料装置

7-23-1 性能要件

7-23-1-1（略）

7-23-1-2 書面等による審査

(1) ～ (2)（略）

(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03-S2の5.及び6.又は13.に適合するものであるときは、UN R34-03-S2の8.1.1.は適用しない。（保安基準第15条第2項関係、細目告示第18条第2項関係、細目告示第96条第3項関係）

① 自動車（次に掲げるものを除く。）はUN R137-01-S3の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。

- ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車
- イ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車
- ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車
- エ 最高速度20km/h未満の自動車

② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.8tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量2.8tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）はUN R34-03-S2の8.に適合すること。

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量3.5tを超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供す

る自動車（車両総重量3.5tを超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車はUN R153-00-S1の5.2.1.（5.2.1.3.から5.2.1.5.を除く。）に適合すること。

④ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R94-03-S2の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。

- ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車
- イ 車両総重量3.5tを超える専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車
- ウ 車両総重量2.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車
- エ アからウまでのいずれかの自動車の形状に類する自動車

⑤ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R95-04の5.3.6.に適合すること。

- ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車
- イ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車
- ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車
- エ 三輪自動車

⑥（略）

7-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-29-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UNR137-01-S3の5.（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係、適用関係告示第15条第28項関係）

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車
- ② 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車
- ③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車
- ④～⑧（略）

(2) ～ (3)（略）

7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-30-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03-S2の5.（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席

の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第18条第3項関係、細目告示第22条第9項関係、細目告示第100条第10項関係）

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車
- ② 車両総重量3.5tを超える専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車
- ③ 車両総重量2.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車
- ④ ①から③までのいずれかの自動車の形状に類する自動車
- ⑤～⑧（略）

(2) ～ (3)（略）

7-30-2～7-30-3（略）

7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-31-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-04の5.（5.3.6.及び5.3.7.を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第18条第4項関係、細目告示第22条第10項関係、細目告示第100条第12項関係）

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車
- ② 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車
- ③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車
- ④～⑧（略）

(2) ～ (3)（略）

UN R-155およびUN R-156の取込みに伴うサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムの新設

7-27-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有しない被牽引自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第21条第3項、第99条第3項関係、適用関係告示第14条第20項、第24項関係）

- ① 自動運行装置を備える自動車の電気装置はUN R155-00の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。

- ② 自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等に限る。）の電気装置は、UNR155-00の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。ただし、型式等の認証時に備えられたサイバーセキュリティシステムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあっては、当該基準を適用しない。
- ③ 自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等以外の自動車に限る。）の電気装置については、サイバーセキュリティシステムに係る基準を適用しない。
- (2) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第99条第4項関係）
- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているサイバーセキュリティシステムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づきサイバーセキュリティシステムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置
- (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有しない被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第4項関係、細目告示第21条第4項、第99条第5項関係、適用関係告示第14条第20項、第24項、第26項関係）
- ① 自動運行装置を備える自動車の電気装置はUN R156-00の7.2.に適合するものであること。
- ② 自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等であって、プログラム等を改変する機能を有するものに限る。）の電気装置は、UN R156-00の7.2.に適合するものであること。ただし、型式等の認証時に備えられたプログラム等改変システムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあっては、当該基準を適用しない。
- ③ 自動運行装置を備えない自動車（次に掲げる自動車に限る。）の電気装置については、プログラム等改変システムに係る基準を適用しない。
- ア 指定自動車等であって、プログラム等を改変する機能を有しないもの
- イ 指定自動車等以外の自動車
- (4) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。（細目告示第99条第6項関係）
- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置

- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置

座席ベルト非装着時警報装置の審査方法の確立

7-45 座席ベルト非装着時警報装置

7-45-1 装備要件

次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第5項関係）

①（略）

7-45-2 性能要件（視認等による審査）

(1) ～ (2)（略）

(3) 座席ベルトの非装着時警報装置の審査については、(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる審査方法とすることができる。

① 次に掲げる書面又は表示によりUN R16-06以降の基準に適合していることが確認できるものであればよい。

ア COCペーパー

イ WVTAラベル又はプレート

ウ 認可証（当該装置に係るものに限る。）

エ 車両データプレート内又はその近くに表示されている㊟マーク

オ 自動車製作者が発行した適合証明書

② その他適切な書面により警報装置の構造が明らかなものにあつては、アの構造及びイ又はウのいずれかの構造に該当するものであること。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車については、アの構造に該当するものであればよい。

ア 7-45-1の表右欄に掲げる座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発するもの

イ 運転者席及びこれと並列の座席を除くいずれかの座席に着座した状態でシートベルトを装着したときに、警報を停止するもの

ウ 全ての座席のシートベルトを装着した状態で、運転者席及びこれと並列の座席を除くいずれかの座席に着座し、当該座席のシートベルトが装着されていない状態になったときに、警報を発するもの

第9章「テスト等による機能維持確認」の新設

並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化

別添3 (4-14関係) 並行輸入自動車審査要領

1.～5. (略)

6. 書面審査

6.1.～6.2.11 (略)

6.2.12. 「車台番号又はシリアル番号の様式の解説」欄

- ① 車台番号又はシリアル番号が記載され、かつ、様式の解説が記載されていること。
- ② 車台番号又はシリアル番号の打刻等の位置が記載されていること。
- ③ 車台番号又はシリアル番号の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。

なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。ただし、添付することが困難な場合にあつては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていなければならない。この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。

6.2.13. 「原動機打刻番号等の様式の解説」欄

- ① 原動機打刻番号等が記載され、かつ、様式の解説が記載されていること。
- ② 原動機打刻番号等の位置が記載されていること。
- ③ 原動機打刻番号等の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。

なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。ただし、添付することが困難な場合にあつては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていなければならない。この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。

6.2.14.～6.2.17. (略)

6.3.～6.11 (略)

6.12. 技術基準等への適合性を証する書面

6.12.1.～6.12.3. (略)

6.12.4. WVTAラベル若しくはプレート又はFMVSSラベル若しくはCMVSSラベル

- (1) WVTAラベル若しくはプレート又はFMVSSラベル若しくはCMVSSラベルを本則4-5 (1) ②キ又は6.12.1. (1) ⑧の書面として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。
- (2) WVTAラベル若しくはプレート又はFMVSSラベル若しくはCMVSSラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、次により本部に照会のうえ判断するものとする。なお、届出者に対し「ラベルの真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。
 - ① ラベル照会台帳（第11号様式とする。）に必要事項を記入し、ラベルの真正性判定照会書（第12号様式とする。）及び当該ラベルの写真を、本部に照会するものとする。
 - ② 本部は、照会等必要に応じた措置を行い、原則として1か月以内に送付された第12号様式に判定結果等を記入し事務所等に返付するものとする。

6.12.5. 技術基準等宣言書

(1) 技術基準等宣言書（第6号様式とする。）は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。この場合において、当該並行輸入自動車に技術基準等が適用されないものにあつては、提出を要しない。

6.12.6. ラベル貼付者確認書

6.12.4. (2) の本部照会の結果、追加書類が必要との指示があつた場合には、届出者にラベル貼付者確認書（第7号様式とする。）の提出を求めるものとする。なお、ラベル貼付者確認書は、全ての箇所（FAX番号、Eメールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。

6.13.～6.17. (略)

7. (略)

8. 現車審査

現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則4-7にかかわらず書面審査を無効とし、4.3.による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあつては、補正を求めるものとする。

8.1.～8.9. (略)

9. (略)



令和 2 年 1 2 月 2 5 日
自動車局安全・環境基準課
自動車局審査・リコール課

自動運転技術に関する国際基準等を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

我が国が議論をリードして成立した自動運行装置に関する国際基準を国内の保安基準に導入するための法令整備を行います。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）」、「サイバーセキュリティシステムに係る協定規則（第155号）」、「プログラム等改変システムに係る協定規則（第156号）」及び「後面衝突時の燃料漏れ防止及び電気自動車に係る協定規則（第153号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

（1）道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

- ① 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、協定規則第 157 号の要件を適用する。
- ② 現在自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートの基準について、自動運行装置を備える自動車以外の自動車にも適用する。
- ③ 自動車の幅を測定する際にその対象から除外する項目として、安全運転支援のための検知装置^{*}等を追加する。
※ 突出量が一定以下であって、外装の突起物に係る基準に適合したものに限る。
- ④ オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 3.5 トン以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のもの等を除く。）を追加する。
- ⑤ 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面高さにかかわらず適用することとする。
- ⑥ フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車を追加する。
- ⑦ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものには、協定規則第 153 号に規定された要件に適合した後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置を備えなければならないこととする。

(2) その他

以上について所要の改正を行う。

2. 公布・施行

公 布 : 令和2年12月25日

施 行 : 令和3年1月3日

ただし、1.(1)③に係る部分は公布の日とし、1.(1)①、②及び⑦並びに(2)の一部に係る部分は令和3年1月22日とする。

問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課 : 東海、杉本

電話 03-5253-8111 (内線 42532) 03-5253-8602 (直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課 : 佐藤

電話 03-5253-8111 (内線 42313) 03-5253-8596 (直通)

FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第181回会合において、「後面衝突時の燃料漏れ防止及び電気自動車に係る協定規則（第153号）」、「サイバーセキュリティシステムに係る協定規則（第155号）」、「プログラム等改変システムに係る協定規則（第156号）」及び「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）」が新たに採択された。

また、「オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第94号）」、「側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第95号）」及び「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第137号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、協定規則第157号の要件を適用する。

【適用時期】

新 型 車：令和4年7月1日

- ② 現在自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートの基準について、自動運行装置を備える自動車以外の自動車にも適用する。

【適用時期】

○無線によるソフトウェアアップデートに対応している車両

新 型 車：令和4年7月1日

継続生産車：令和6年7月1日

○無線によるソフトウェアアップデートに対応していない車両

新 型 車：令和6年1月1日

継続生産車：令和8年5月1日

- ③ 自動車の幅を測定する際にその対象から除外する項目として、安全運転支援のための検知装置*等を追加する。

※車幅に含めないセンサー等の要件：

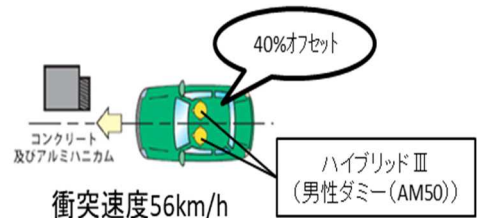
- ・突出量は、左右両側の合計で 100mm 以下とする。
- ・高さ 2.0m 以下に装着する場合は、外部表面の曲率半径を 2.5mm 以上とする。

- ④ オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 2.5 トンから 3.5 トン以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のもの等を除く。）を追加する。

【適用時期】

新 型 車：令和 5 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日



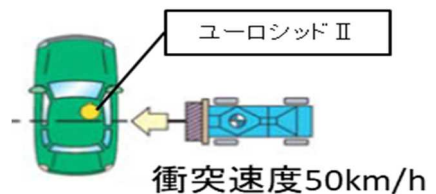
- ⑤ 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面高さにかかわらず適用することとする。

（従来は座席高さ 700mm 超は非適用）

【適用時期】

新 型 車：令和 4 年 7 月 5 日

継続生産車：令和 6 年 7 月 5 日

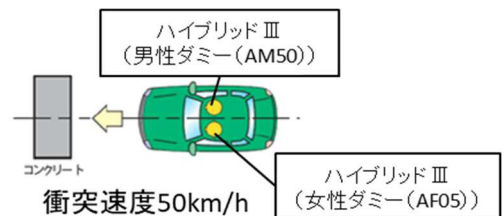


- ⑥ フラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 2.8 トンから 3.5 トン以下の貨物自動車を追加する。

【適用時期】

新 型 車：令和 9 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日

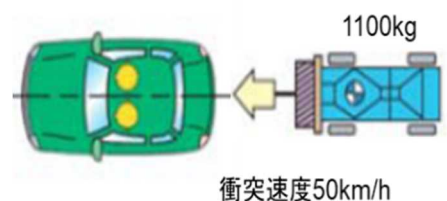


- ⑦ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものには、協定規則第 153 号に規定された要件に適合した後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置（以下「後面衝突時の燃料漏れ防止等装置」という。）を備えなければならないこととする。

【適用時期】

新 型 車：令和 4 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 6 年 9 月 1 日



(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後面衝突時の

燃料漏れ防止等装置を追加する。

- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 153 号に基づき認定された後面衝突時の燃料漏れ防止等装置等を追加する。
- ③ 協定規則第 95 号等が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 後面衝突時の燃料漏れ防止等装置等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。
- ② (4) ①の改正を踏まえ、法第 99 条の 3 第 1 項第 2 号の許可を申請する者が、申請者の能力についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改める。

(4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 99 条の 3 第 1 項第 2 号[※]の許可の基準として、サイバーセキュリティを確保するための業務管理システムの要件に適合することを追加する。

※ 自動車製作者等が、特定改造等をさせる目的で、電気通信回線を使用する方法及び電磁的記録媒体を配布する方法により、自動車の使用者等に対し当該改造のためのプログラム等を提供する行為。

- ② 特定改造等をする場合に国土交通大臣の許可を要する自動車に、被牽引自動車を追加する。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 2 年 12 月 25 日

施 行：令和 3 年 1 月 3 日

ただし、(1) ③に係る部分は公布の日とし、(1) ①、②及び⑦、(2) ①及び②、(3) 並びに (4) に係る部分は令和 3 年 1 月 22 日とする。

乗用車の先進安全技術の性能認定結果を公表します！

～8社255型式の対歩行者衝突被害軽減ブレーキ、8社256型式のペダル踏み間違い急発進抑制装置を認定～

乗用車に搭載された「衝突被害軽減ブレーキ」や「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」が一定の性能を有していることを国が認定した結果を公表します。認定を受けた自動車の情報については、国土交通省HPで公表するほか、自動車メーカー等が衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の普及促進のための広報活動等に活用することにより、官民連携による普及促進の取組みの一層の推進を図ります。

国土交通省では、昨年4月に拡充しました性能認定制度(※1)について、今般、令和2年度における審査が終了しましたので、その結果を発表いたします。今回は下記1. のとおり国内メーカー8社から申請のあった自動車について、対歩行者衝突被害軽減ブレーキを搭載した255型式、ペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載した256型式について性能認定を行いました。

また、今回の発表にあわせて、下記2. のとおり自動車メーカー等が対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の普及促進のための広報活動等において活用できるロゴマークを作成いたしました。

国土交通省としては、今回の結果も活用しつつ、官民連携による衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術の普及促進の取組みの一層の推進を図って参ります。

(※1)自動車製作者等の求めに応じ、先進安全技術が一定の性能を有していることを認定する制度(平成30年3月創設)。「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(令和元年6月関係閣僚会議)を受けて、令和2年3月に同制度を拡充し、対歩行者衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置を導入。(別紙1参照)

1. 認定を受けた自動車

対歩行者衝突被害軽減ブレーキを搭載した255型式、ペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載した256型式の自動車について各装置が一定の性能を有していることを認定しました。(対象車種については別紙2をご参照ください。)

詳細情報は国土交通省HP(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/Ninteiseido/index.html>)に掲載しています。

2. ロゴマーク

対歩行者衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置及びそれらの認定制度に対する認知度及び関心を高めることを目的として、下記のロゴマークを作成しました。自動車メーカー等においても認定を受けた自動車の情報とともに衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等に活用することができます。



- * AEBS: 衝突被害軽減ブレーキの英名であるAdvanced Emergency Braking Systemの略称
- * PMPD: ペダル踏み間違い急発進等抑制装置の英名であるPedal Misapplication Prevention Deviceの略称

問い合わせ先
自動車局 技術・環境政策課 玉屋、八田
代表: 03-5253-8111(内線 42254)
直通: 03-5253-8591、FAX 03-5253-1639

車両後退時の事故防止のための国際基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第158号）に関する国際基準等を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

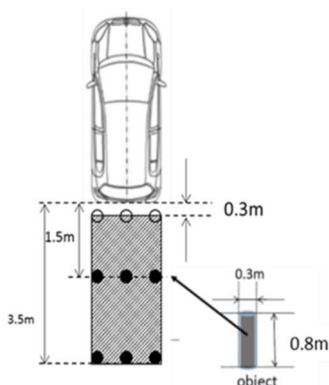
自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第158号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

- (1) 車両後退時における事故を防止するために、車両直後を確認できる装置の要件に適合する後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システム又はミラー）を、自動車に備えなければならないこととする。
- (2) ハイブリッド自動車を含む電気自動車に対する電気安全対策を強化するため、①冠水走行等の水に対する暴露試験や、②電気システムに異常が発生した場合に運転者に対して警告する要件等を追加する。



装置に求められる確認範囲
(バックカメラの場合)



バックカメラの一例
(日産セレナ)

2. 公布・施行

公布：令和3年6月9日

施行：令和3年6月9日

ただし、1. (1)に係る部分は令和3年6月10日とする。

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 182 回会合において、「後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第 158 号）」が新たに採択された。

また、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第 0 号）」、「座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 17 号）」、「四輪自動車の感電防止装置に係る協定規則（第 100 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 自動車（二輪自動車等を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において自動車の直後の状況を確認できる後退時車両直後確認装置を備えなければならないこととする。
- ② 乗用車等の座席の、衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験を導入し、及び静的試験の要件を強化する。
- ③ 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く。）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加し、前面及び側面衝突試験時の要件を強化する。
- ④ 車載式燃料・電力消費等測定装置を搭載し、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しができなければならないこととする。

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第 59 条第 1 項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、後退時車両直後確認装置の基準に適合することを証する書面を加える。

(3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後退時車両直後確認装置を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 158 号に基づき認定された後退時車両直後確認装置を追加する。
- ③ 協定規則第 17 号等が改訂されたため、規則番号について変更を行う。

(4) 共通構造部型式指定規則の一部改正

協定規則第 0 号が改訂されたため、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、後退時車両直後確認装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

(6) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

(1)①の改正について令和 4 年 5 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(7) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和 3 年 6 月 9 日

施 行：令和 3 年 6 月 9 日

ただし、2. (1)①、(3)①②、(4)及び(5)に係る部分は令和 3 年 6 月 10 日とする。

点検又は整備料金に関する遵守事項について

自動車特定整備事業者の遵守事項は、以下のとおり点検又は整備料金の掲示等が定められており、継続検査に係る手数料や点検又は整備料金等を広告、チラシ、HP等により表示する際及び依頼者に対して説明する際に誤解を与えないように行わなければなりません。

法第62条の2の2（抜粋）

- 1 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
- 2 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 3 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

景品表示法のしくみ（参考）

一般消費者の利益の保護



不当な顧客誘引の禁止

不当な表示の禁止

表示とは？

事業者が商品・サービスの内容、取引条件について行う広告等の表示

- 例
- チラシ
 - パンフレットや説明書
 - ポスターや看板
 - 新聞や雑誌に掲載された広告
 - テレビCM
 - ウェブサイト 等



過大な景品類の提供の禁止

景品類とは？

商品・サービスの取引に付随して、相手方に提供される物品、金銭等の経済上の利益

- 例
- 一定額以上の買い物をした人に抽選で提供される賞品
 - 来店者にもれなく提供される粗品
 - 商店街の福引きセールで提供される旅行券等



北海道運輸局管内整備事業の現況(令和3年3月31日現在)

(1) 認証工場数及び指定工場数

令和3年3月末現在において、認証工場数は4,176工場で対前年比1工場の増加、指定工場数は1,785工場
 場で対前年比11工場の減少となっています。

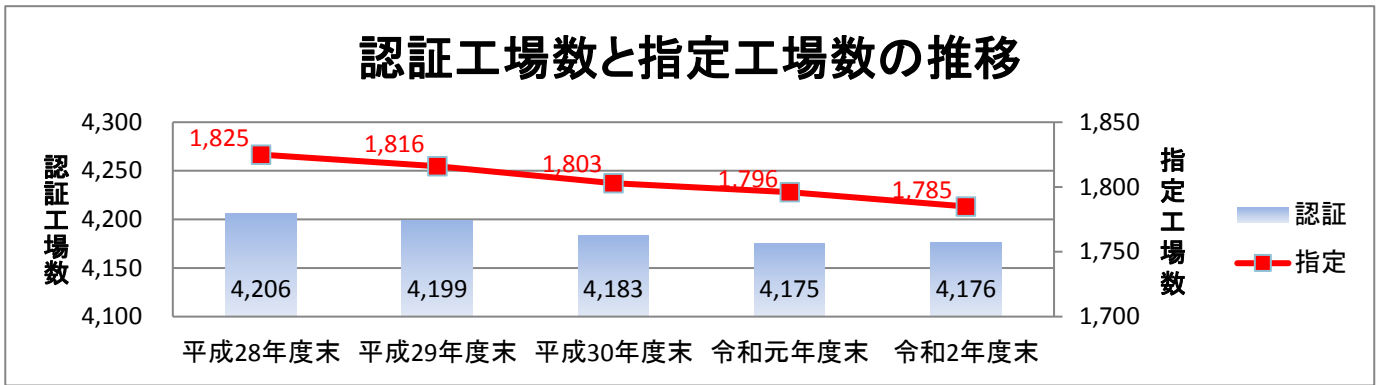
これらを運輸支局別にみると、認証工場数は函館、室蘭、旭川で増加し、その他は減少となり、指定工場
 数は旭川、北見で変動なし、その他は減少となっています。

北海道運輸局管内全体数に対する運輸支局ごとの割合は、認証工場及び指定工場ともに札幌が約40%
 を占め、続いて旭川が約15%、その他は10%前後となっています。

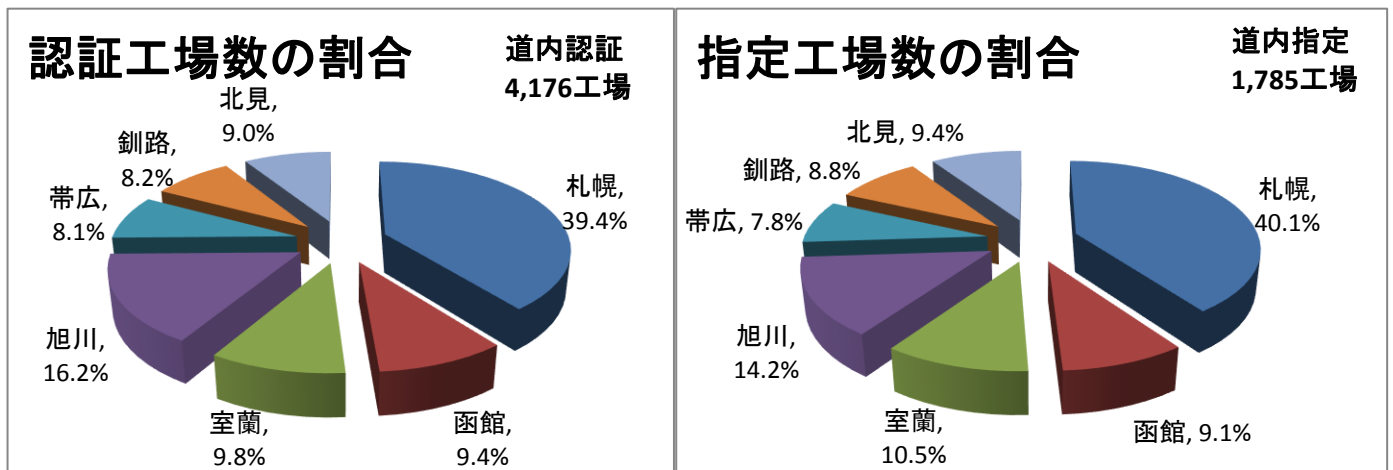
認証工場数、優良認定工場数及び指定工場数(過去5年)

支局別	整備事業	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
札幌	認証	1,647	1,649	1,651	1,649	1,646
	認定	51	51	51	50	49
	指定	732	728	723	719	716
	指定/認証	44.4%	44.1%	43.8%	43.6%	43.5%
函館	認証	397	397	394	390	392
	認定	23	23	22	22	22
	指定	171	169	165	164	162
	指定/認証	43.1%	42.6%	41.9%	42.1%	41.3%
室蘭	認証	410	408	407	407	408
	認定	15	15	15	14	14
	指定	191	191	190	190	188
	指定/認証	46.6%	46.8%	46.7%	46.7%	46.1%
旭川	認証	678	671	667	666	675
	認定	41	40	39	40	39
	指定	258	256	256	254	254
	指定/認証	38.1%	38.2%	38.4%	38.1%	37.6%
帯広	認証	334	336	335	340	337
	認定	33	33	32	32	31
	指定	143	142	142	142	140
	指定/認証	42.8%	42.3%	42.4%	41.8%	41.5%
釧路	認証	352	351	348	346	343
	認定	20	20	21	22	22
	指定	159	159	159	159	157
	指定/認証	45.2%	45.3%	45.7%	46.0%	45.8%
北見	認証	388	387	381	377	375
	認定	19	19	19	19	19
	指定	171	171	168	168	168
	指定/認証	44.1%	44.2%	44.1%	44.6%	44.8%
局計	認証	4,206	4,199	4,183	4,175	4,176
	認定	202	201	199	199	196
	指定	1,825	1,816	1,803	1,796	1,785
	指定/認証	43.4%	43.2%	43.1%	43.0%	42.7%
全国計	認証	92,042	92,053	91,788	91,644	91,530
	認定	2,820	2,805	2,773	2,757	2,709
	指定	29,977	30,101	30,104	30,107	30,117
	指定/認証	32.6%	32.7%	32.8%	32.9%	32.9%
局/全国	認証	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%
	認定	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%
	指定	6.1%	6.0%	6.0%	6.0%	5.9%

認証工場数と指定工場数の推移(過去5年)

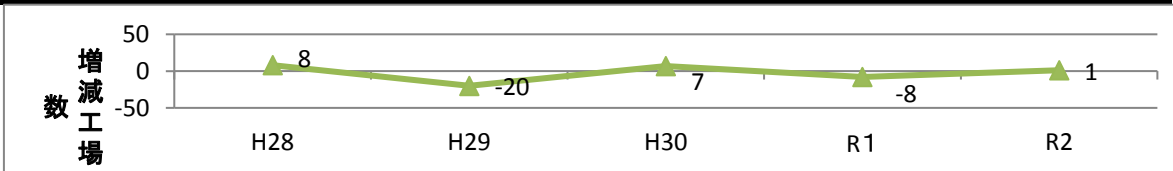


認証工場数及び指定工場数の全体数に対する割合(令和3年3月末現在)



自動車特定整備事業の新規及び廃止状況(過去5年)

支局別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
札幌	32	34	31	29	30	28	32	34	26	29
函館	4	4	3	3	6	9	2	6	8	6
室蘭	7	3	3	5	3	4	3	3	4	3
旭川	9	7	6	13	9	13	11	12	16	7
帯広	3	4	2	0	5	6	7	2	3	6
釧路	4	1	0	1	2	4	2	4	4	7
北見	7	5	3	4	0	6	0	4	2	4
局計	66	58	48	68	55	48	57	65	63	62



自動車特定整備事業の廃止理由調査結果(過去5年)

年度	廃止理由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者死亡	事業合理化	移転 立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及び その他	
H28	4	0	6	1	22	0	0	0	0	30	63
H29	0	2	2	4	24	1	1	0	0	21	55
H30	4	1	12	3	12	0	0	1	0	38	71
R1	2	2	7	3	21	0	0	0	0	32	67
R2	4	0	10	4	18	2	2	0	0	22	62

注:その他に取消件数も含む。

(2)整備主任者数及び検査員数

令和3年3月末現在において、北海道運輸局管内の整備主任者数は11,199名で対前年比26名の減少、検査員数は5,573名で対前年比105名の減少となっています。

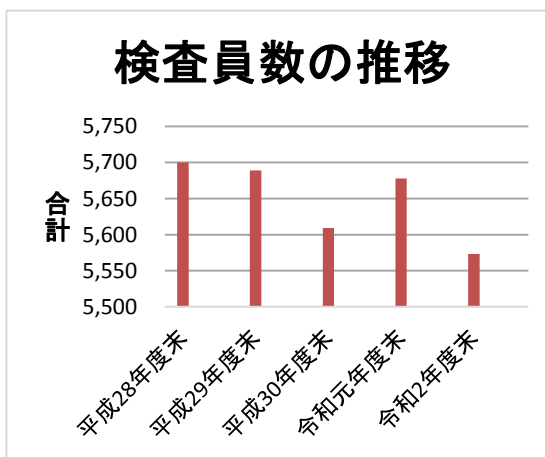
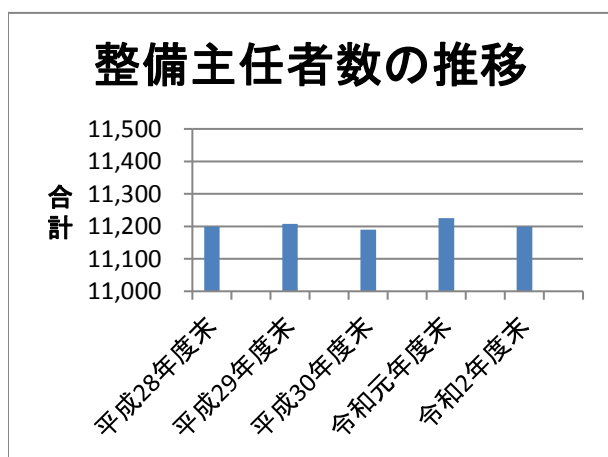
整備主任者数及び自動車検査員数の推移は、ページ下の棒グラフに示すとおりです。

整備主任者の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
札幌	4,535	4,554	4,595	4,597	4,617
函館	1,004	1,009	1,006	1,001	1,007
室蘭	1,152	1,138	1,127	1,153	1,146
旭川	1,729	1,720	1,694	1,723	1,684
帯広	1,072	1,083	1,071	1,059	1,043
釧路	883	869	858	854	860
北見	824	835	839	838	842
局計	11,199	11,208	11,190	11,225	11,199
全国計	221,351	222,008	222,041	222,290	220,407
局/全国	5.1%	5.0%	5.0%	5.0%	5.1%

検査員の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
札幌	2,332	2,324	2,272	2,283	2,245
函館	495	497	480	487	461
室蘭	598	592	596	600	578
旭川	842	842	835	856	840
帯広	511	516	521	540	536
釧路	419	411	408	408	402
北見	503	507	497	504	511
局計	5,700	5,689	5,609	5,678	5,573
全国計	94,468	95,642	96,097	96,822	96,915
局/全国	6.0%	5.9%	5.8%	5.9%	5.8%



自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

令和2年10月現在

対象車種		点検区分等	定期点検の間隔					車検証の有効期間		備考 (主な車種など)	
			3 か 月 (別表3)	3 か 月 (別表4)	6 か 月 (別表5)	6 か 月 (別表5の2)	1 年 (別表6)	1 年 (別表7)	初 回		2 回 目 以 降
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	1年	バス、ハイヤー、タクシー
		軽	○						2年	2年	車いす移動車、電気自動車
		幼児専用車	○						1年	1年	園児送迎車
	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	事業用トラック等 (3輪車を含む)
		GVW8t未満	○	トレーラ					2年	1年	
		軽					●		2年	2年	
		2輪						●	3年	2年	バイク便(貨物ではない)
	霊柩	定員10人以下	○						2年	2年	
		定員11人以上	○						1年	1年	バス型霊柩車
	大特	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	ストラルド・キャリヤ
GVW8t未満			○	トレーラ				2年	1年	ポール・トレーラ	
レンタカー	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	トラック(3輪車を含む)	
		GVW8t未満	○	トレーラ				2年	1年		
		軽			○			2年	2年		
		定員11人以上	○					1年	1年	バス	
		幼児専用車(軽以外)	○					1年	1年	園児送迎車【軽は別表6】	
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	乗用車
		軽			○				2年	2年	
		3輪	○						2年	1年	
	2輪	小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車				○			なし	なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	特種※	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車等
		貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車等
			GVW8t未満	○	トレーラ				2年	1年	
		軽			○			2年	2年		
	大特※	貨物	GVW8t以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン等
GVW8t未満			○					2年	1年	フォーク・リフト等	
GVW8t以上		○	トレーラ				1年	1年	ストラルド・キャリヤ		
	GVW8t未満	○	トレーラ				2年	1年	ポール・トレーラ		
	検査対象外軽自動車(二輪を除く)	○						なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車	
家用自動車	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	トラック(3輪車を含む)	
		GVW8t未満			○			2年	1年		
		軽					●	2年	2年		
		定員11人以上	○					1年	1年	バス	
		定員11人以上(有償旅客)	○					1年	1年	バス	
		幼児専用車(軽以外)			○			1年	1年	園児送迎車【軽は別表6】	
	乗用	普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー) 自家用有償旅客に使用する乗用車
		普通・小型(有償旅客)					●		3年	2年	
		軽					●		3年	2年	
		軽(有償旅客)					●		3年	2年	
	2輪	小型(特種二輪を含む)						●	3年	2年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車						●	なし	なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	特種※	普通・小型(二輪を除く)	○☆		○				2年	2年	キャンピング車等 ☆印:GVW8t以上
		普通・小型(有償旅客)			○				2年	2年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等
		貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車等
GVW8t未満					○			2年	1年		
		軽					●		2年	2年	
	軽(有償旅客)					●		2年	2年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等	
大特※	貨物	GVW8t以上	○					2年	2年	ホイール・クレーン等	
		GVW8t未満			○			2年	2年	フォーク・リフト等	
	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	ストラルド・キャリヤ		
	GVW8t未満			○			2年	1年	ポール・トレーラ		
	検査対象外軽自動車(二輪を除く)			○				なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車	

注 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年 2. GVW：車両総重量
 ※ 積載量が指定されていて、物を運搬することが目的とされるために、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

別表3：事業用自動車
 別表4：被けん引自動車
 別表5：自家用貨物自動車
 別表5の2：二輪自動車(レンタカーに限る)

別表6：自家用乗用自動車
 別表7：二輪自動車(レンタカー除く)
 別表1・2は日常点検

事業継続のための支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続が困難となっている方に対しての官民支援制度がありますので以下を参考にご活用願います。

◆売上減少に伴い、事業の継続のための運転資金としたい時

新型コロナウイルス感染症特別貸付 等 **売上5%以上減少**

コロナ特別貸付等の資金繰り支援。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。

- 日本政策金融公庫：0120-154-505（平日）
- 商工中金：0120-542-711（平日・土曜）
- 民間金融：0570-783-183（平日・休日）
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=8>

貸付

セーフティネット保証4号 **売上20%以上減少**、5号 **売上5%以上減少**

一時的に売上減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。（経済産業省）

- 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505（平日）
- 沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-17（平日）
- 日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業） / 0120-327790（中小企業事業）（土日祝）
- 沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795（土日祝）
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=18>

貸付

危機関連保証 **売上15%以上減少**

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度（経済産業省）

- 取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=19>

貸付

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

- 中小企業基盤整備機構：0570-060515
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=11>

利子補給

民間金融機関における実質無利子・無担保融資

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、要件を満たせば、保証料・利子の減免。

- 中小企業金融相談窓口：0570-783183
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=20>

利子補給

◆従業員を一時的に休業させたいが、手当の支払いで困っている時

雇用調整助成金

雇用調整助成金で手当等の一部を助成。

休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、10/10）を助成。※中小企業の場合（経済産業省）

- 都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）
雇用調整助成金コールセンター：0120-60-3999

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

助成

◆売上減少に伴い、税金や保険料等の支払いが困難となった時

厚生年金保険料支払い期限及び換価猶予

厚生年金保険料等を納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、年金事務所へ申請することにより、納付期限の猶予や納付すべき保険料等の納期限を超過しても換価の猶予が認められる場合あり。（厚生労働省）

- 厚生年金保険料納付猶予相談窓口：0570-666-228（ナビダイヤル）
※050で始まる電話ではご利用不可
- https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10866.html

猶予

労働保険料等の支払い猶予

事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方において、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予する場合あり。（厚生労働省）

- 最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署
- https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html

猶予

所得税等の猶予

収入が大幅に減少している方に向けて、申告・納税期限の延長や納税の猶予の特例（支払いの猶予や分割支払いなど）あり。（国税庁）

- 国税局猶予相談センター（管轄する国税局）
- https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

猶予

固定資産税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含まれます）の保有する建物や設備等の2021年度の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする。（地方自治体）

- 中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf#page=75>

猶予

◆新たな設備投資や販路を開拓したい時

ものづくり補助

新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

【通常枠：上限1,000万円】補助率：中小1/2、小規模2/3
【低感染リスク型ビジネス枠：上限1,000万円】補助率：2/3

- ものづくり補助金事務局：050-8880-4053（平日）
- <http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

支援

持続化補助

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。

【通常枠：上限50万円】補助率：2/3

- 全国商工会連合会：03-6670-2540（平日）
- 日本商工会議所：03-6447-2389（平日）
- <https://seisansei.smrj.go.jp/>

支援

IT導入補助

ITツール導入による業務効率化等を支援。

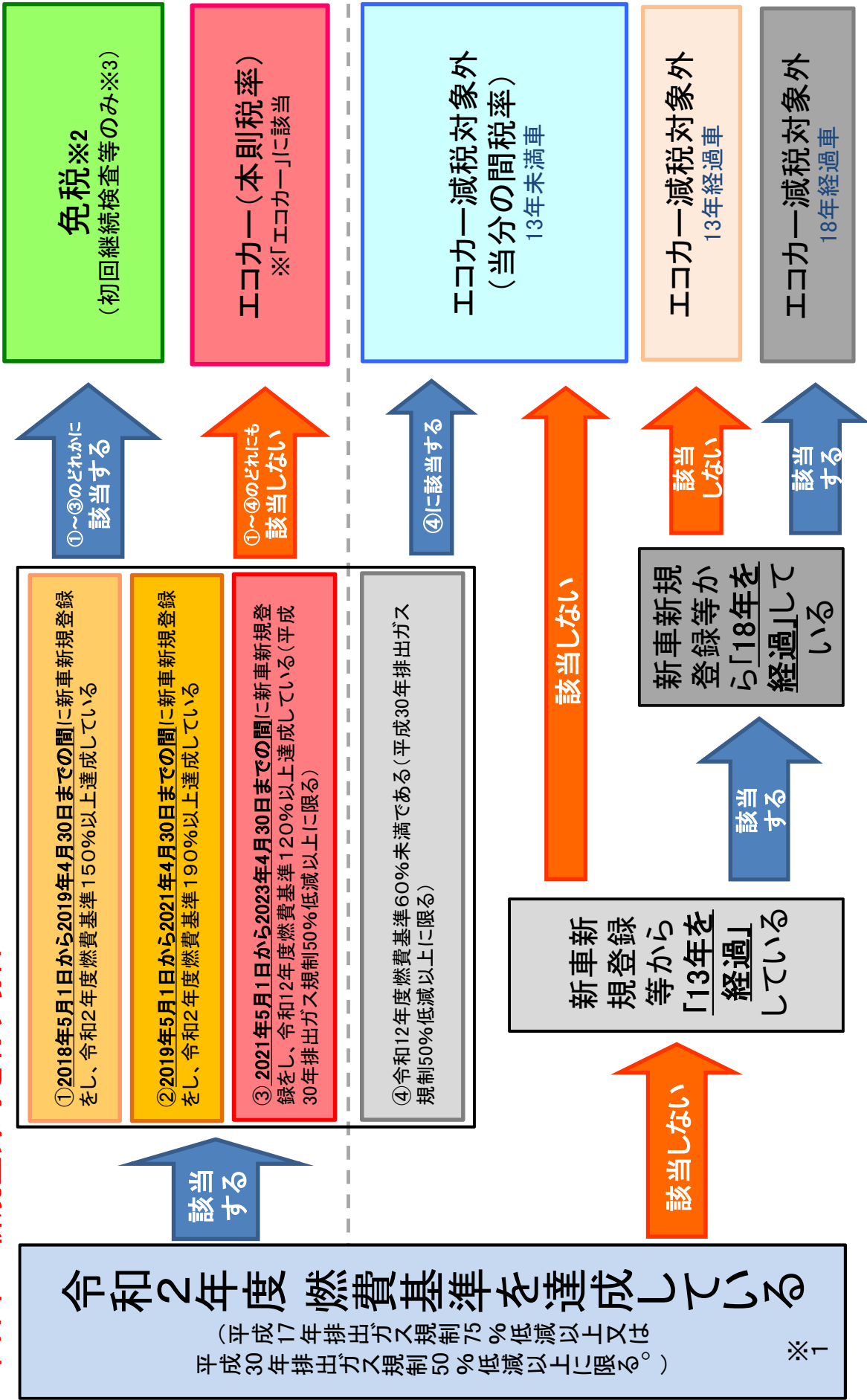
【通常枠：上限450万円】補助率：1/2
【低感染リスク型ビジネス枠：上限450万円】補助率：2/3

- サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局：0570-666-424（平日）
- <https://www.it-hojo.jp/>

支援

令和3年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その2

○2021年5月1日から2023年4月30日までに乗用車(ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む))の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

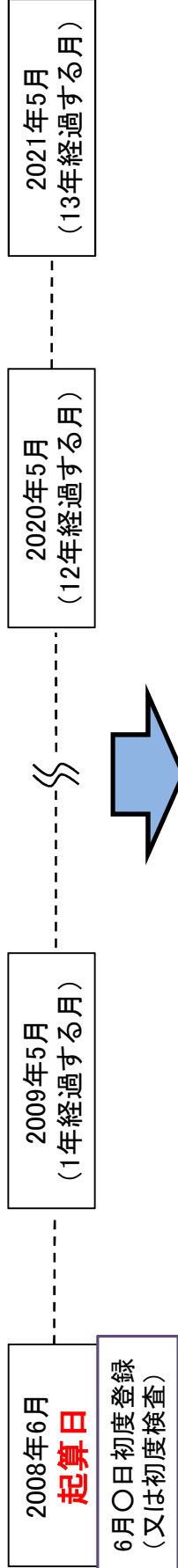


※1 平成22年度燃費基準+50%向上達成車は、令和2年度燃費基準達成車に読み替えができません。
 ※2 新車新規登録時に免税であった車両においても、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過した場合、初回継続検査等は本則税率の適用となります。
 ※3 2回目以降の継続検査等については、本則税率の適用となります。

① 登録自動車及び小型二輪車の場合

原則として、初度登録年月(小型二輪車の場合は初度検査年月)から12年11ヶ月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「13年経過」となります。(租税特別措置法:第九十条の十一の二、第九十条の十一の三)

例: 2008年6月に初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)を受けた自動車の場合

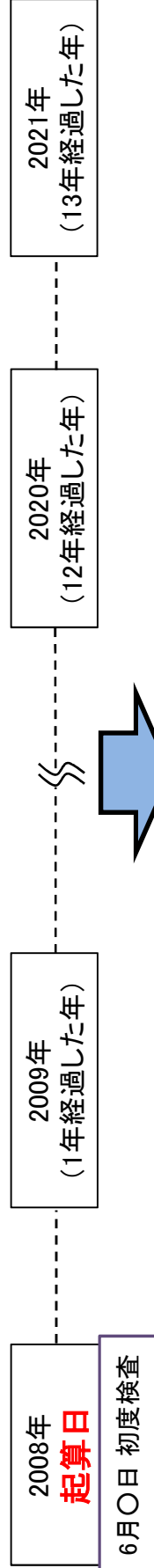


2008年6月に初度登録(又は初度検査)を受けた自動車の適用日は、2021年5月1日からです。初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)の際に自動車検査証の交付を受けた「日」に係らず、**当該交付年月から13年経過する月の1日以後に受ける検査**から適用されます。

② 検査対象軽自動車(二輪を除く)の場合

原則として、初度検査年から13年を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「13年経過」となります。(租税特別措置法施行令:第五十一条の三)

例: 2008年に初度検査を受けた自動車の場合



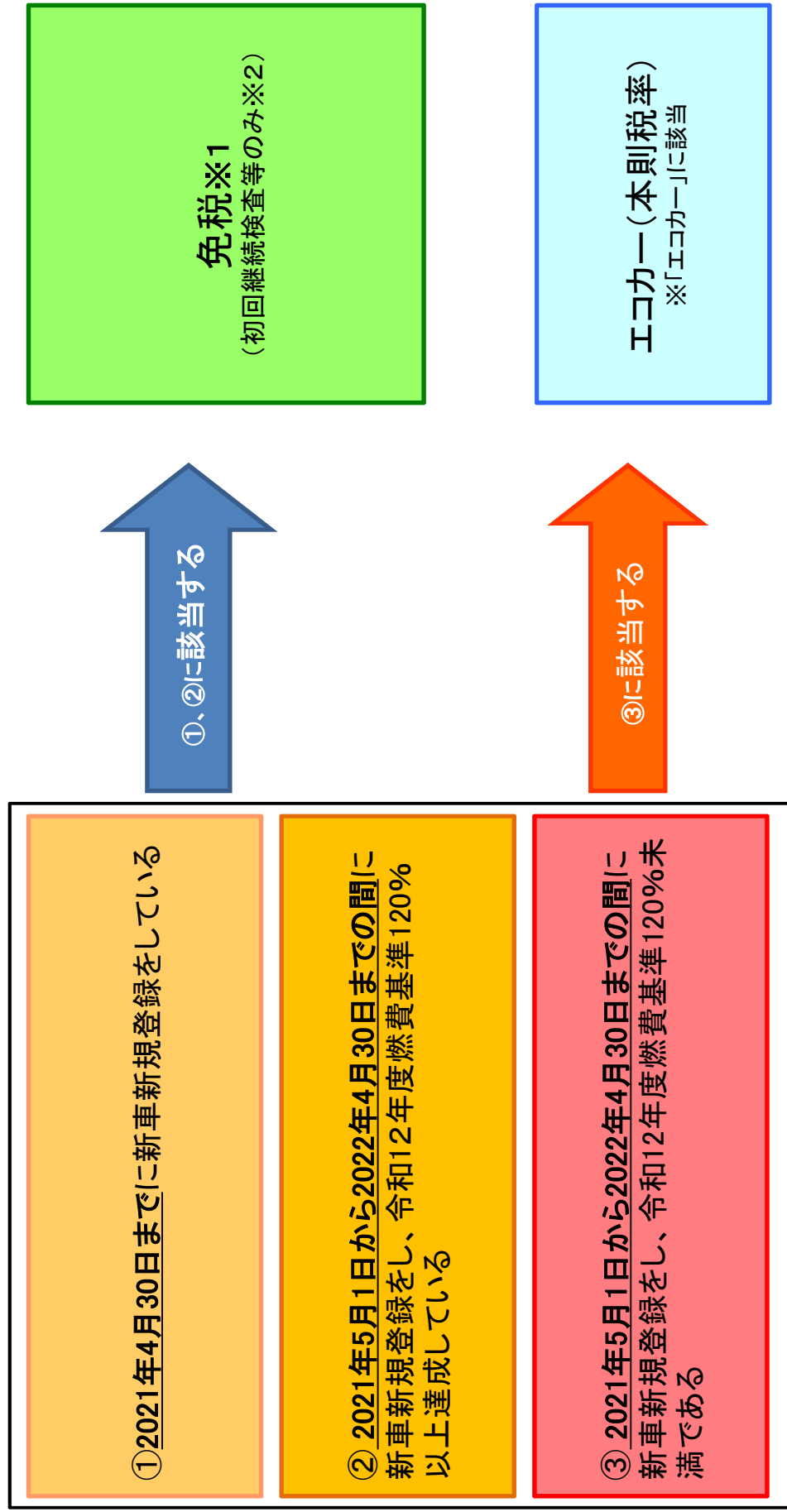
2008年に初度検査を受けた自動車の適用日は、2021年12月1日からです。初度検査の際に自動車検査証の交付を受けた「月日」に係らず、**当該交付年から13年経過した年の12月1日以後に受ける検査**から適用されます。

※「18年経過」の考え方も同様。

※ 離島に使用の本拠の位置を有する自動車については、①にあっては13年(18年)を経過する月の前月から、②にあっては13年(18年)を経過した年の11月から適用されます。

令和3年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その2①

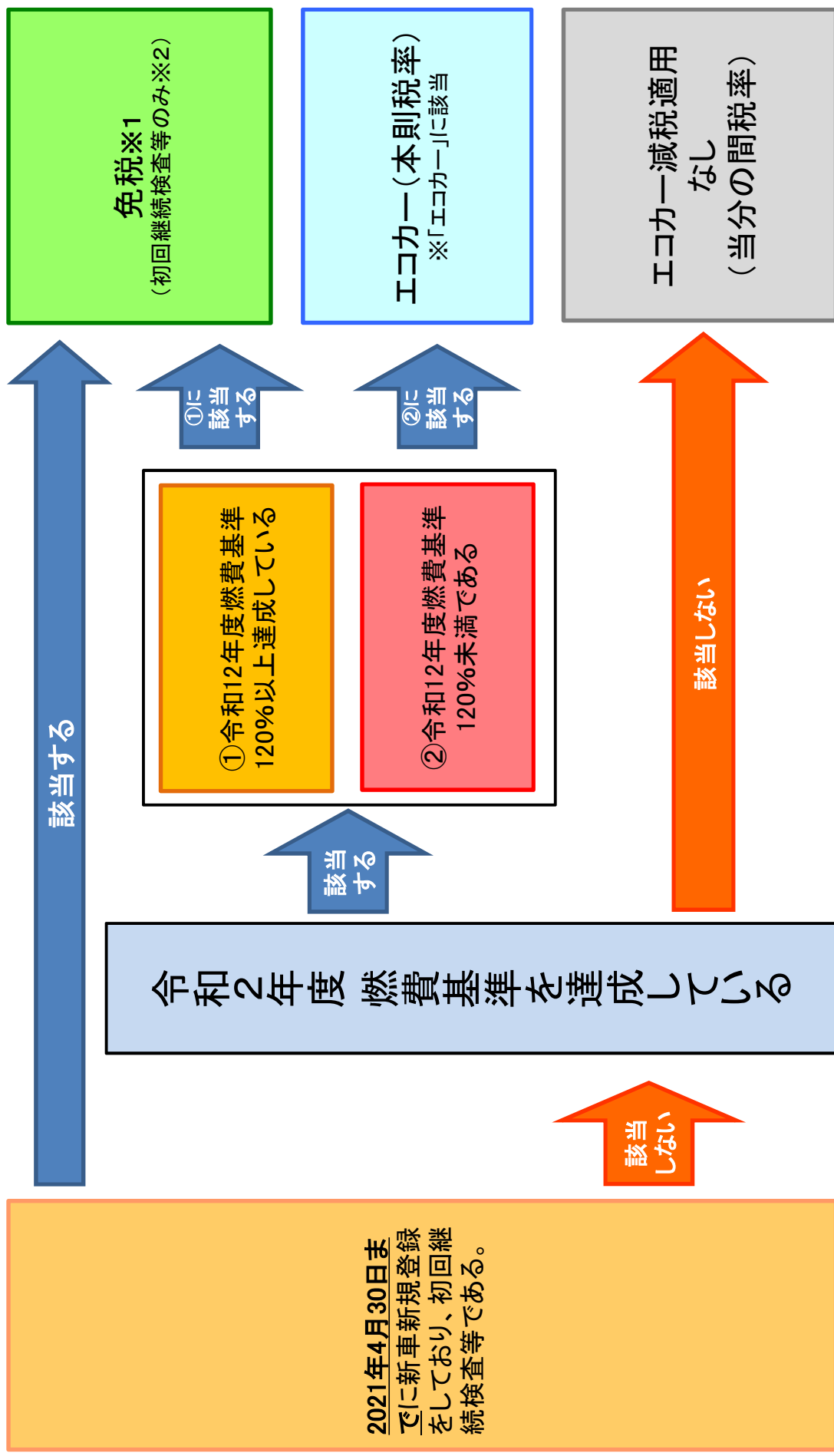
○2021年5月1日から2022年4月30日までにクリーンディーゼル乗用車の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合



※1 新車新規登録時に免税であった車両においても、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過した場合、初回継続検査等は本則税率の適用となります。
※2 2回目以降の継続検査等については、本則税率の適用となります。

令和3年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その2②

○2022年5月1日から2023年4月30日までにクリーンディーゼル乗用車の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合



※1 新車新規登録時に免税であった車両においても、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過した場合、初回継続検査等は令和2年度基準を達成している場合は本則税率、達成していない場合は当分の間税率の適用となります。

※2 2回目以降の継続検査等の場合については、本則税率の適用となります。

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

① <https://www.nextmvt.mlit.go.jp/>

② 次回自動車重量税額照会サービス

③ 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご覧下さい。

④ <https://www.nextmvt.mlit.go.jp/>

⑤ 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご覧下さい。

⑥ 「照会画面へ」をクリック。

■ 次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
(ご利用可能時間 9:00～21:00)

照会画面へ

① 重量税額が表示されます。

● 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。

● 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日である自動車重量税額照会サービスをご利用ください。

車台番号 (全桁)	NHW20
検査予定日	2018/04/30
有効期間年数	2年

● 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
● 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

⑦ 15,000

自動車重量税額 (円)

戻る

④ 車台番号を入力します。
(アルファベットは半角・大文字で入力してください。)

⑤ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。

⑥ 「照会」をクリック。

1. 車台番号 (全桁)

※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。

④ NHW20 (半角)

○ 車台番号に英数字が含まれる場合 (半角数字)

2. 検査予定日 (運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日) (任意)

⑤ 2018/04/30 カレンダー

照会

ご利用について

- 軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。(年末年始、メンテナンス時除く)
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期してはいますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



北海道運輸局

重要なお知らせ

軽自動車の次回重量税額照会サービスが始まりました。

軽自動車検査協会HPからバナーをクリックしてください。
スマートフォンはこちら⇒



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号 (必須)

※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。

① ● 車台番号が英数字のみの場合

(半角英大文字、半角数字、半角ハイフンまたは半角ピリオド)

○ 車台番号に漢字が含まれる場合
[]
(選択) (半角数字)

2. 検査予定日 (軽自動車検査協会にて継続検査等の手続きを行う予定日) (必須)

②

③

- ①. 車台番号を全桁入力 (すべて半角で入力してください)
- ②. 受検予定日をカレンダーから入力
- ③. 照会ボタンをクリック

※ご利用可能時間 9:00～21:00

(年末年始 (12/29～1/3) 及びメンテナンス時を除く)

また、次回自動車重量税額照会サービス開始に伴い、次回自動車重量税額メール通知サービスにつきましては、令和2年3月27日(金) 18時をもって受付終了し、令和2年3月31日(火)をもってサービスを終了いたします。

北海道 運輸支局 組織のご案内

●札幌運輸支局

〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目

- 電話 ○ 総務企画担当 011-731-7166
○ 輸送・監査担当 011-731-7167
○ 検査整備保安担当 011-731-7168
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2001
FAX ○ 総務企画、輸送・監査 011-712-2405
○ 検査整備保安、登録 011-712-2406

●函館運輸支局

〒041-0824 函館市西桔梗町555番24

- 電話 ○ 総務企画担当 0138-49-8862
○ 輸送・監査担当 0138-49-8863
○ 検査整備保安担当 0138-49-8864
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2002
FAX 0138-49-1042

●旭川運輸支局 本庁舎

〒070-0902 旭川市春光町10番地

- 電話 ○ 総務企画担当 0166-51-5271
○ 輸送・監査担当 0166-51-5272
○ 検査整備保安担当 0166-51-5363
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2003
FAX ○ 総務企画、輸送・監査 0166-54-4755
○ 検査整備保安、登録 0166-51-5273

●室蘭運輸支局 本庁舎

〒050-0081 室蘭市日の出町3丁目4番9号

- 電話 ○ 総務企画担当 0143-44-3011
○ 輸送・監査担当 0143-44-3012
○ 検査整備保安担当 0143-44-3013
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2004
FAX 0143-44-4019

●釧路運輸支局

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号

- 電話 ○ 総務企画担当 0154-51-2522
○ 輸送・監査担当 0154-51-2514
○ 検査整備保安担当 0154-51-2523
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2005
FAX ○ 総務企画、海事関係 0154-51-0124
○ 輸送・監査、検査整備保安、登録 0154-51-6523

●帯広運輸支局

〒080-2459 帯広市西19条北1丁目8番4号

- 電話 ○ 企画輸送・監査担当 0155-33-3286
○ 検査整備保安担当 0155-33-3282
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2006
FAX 0155-36-2669

●北見運輸支局

〒090-0836 北見市東三輪3丁目23番地2

- 電話 ○ 企画輸送・監査担当 0157-24-7631
○ 検査整備保安担当 0157-24-7633
☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2007
FAX 0157-61-8248

☆について

音声ガイダンスが流れ始めてから以下の番号をプッシュすると、オペレーターにつながります。

- ・検査申請のお問い合わせ「02181」
- ・車の登録手続きのお問い合わせ「037」

検査整備保安担当に係る主なお問い合わせ内容

- 整備工場の不正等に関する情報
- 不正改造車、迷惑黒煙に関する情報
- 〔登録番号(札幌000な0000等、平仮名まで全て)、不正改造の内容、車種、通称名、場所等をご連絡をお願いします。〕
- 未認証行為に関する情報
- 〔場所、工場名、特定整備(※)の内容、特定整備を行った車両に関する情報、頻度等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕
- ※ 特定整備とは分解整備及び電子制御装置整備のことをいいます。
- 保安基準に関するお問い合わせ
- リコールに関する情報
- 基準緩和、試作車、ユーザー車検について
- 運送事業者の大型車のスピードリミッター改変に関する情報
- 〔高速道路の場所(登り坂か下り坂か)、登録番号、運送事業者名、何km/h位で走行していたか等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

リコールについての相談、情報提供窓口

○自動車の不具合情報ホットライン



ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/index.html>

○国土交通省 自動車局 審査・リコール課

〒100-8989 千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎第3号館
TEL 03-5253-8111 FAX 03-5253-1640

北海道運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内

●自動車技術安全部

- 電話 ○ 管理課 011-290-2751
○ 整備・保安課 011-290-2752
○ 技術課 011-290-2753
○ 保安・環境調整官 011-290-2754

【FAX】011-290-2705

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎

- 自動車登録手続き等に関する事務
自動車の整備事業の指導監督に関する事務
自動車の検査に関する事務
運送事業の安全対策・自動車の環境対策に関する事務

＜問い合わせ先一覧＞

(社名五十音順)

令和3年4月1日現在

会社名 (50音順)	住所	担当部署	電話番号
ア ウ デ イ ジ ャ パ ン (株)	東京都品川区北品川4-7-35 御殿山トラスタワー16F	アディ・コミュニケーションセンター 9:00~19:00 (年中無休)	0120-598-106
い す ゞ 自 動 車 (株)	東京都品川区南大井6-26-1 大森ベルポートA館	お客様相談センター 月~金9:00~17:00 (除く所定の休日)	0120-119-113
F C A ジ ャ パ ン (株)	東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル	アルファコンタクト 9:00~21:00 (年中無休)	0120-779-159
G L M (株)	京都府京都市左京区吉田本町 京都大学VBL	ジーブコールセンター 9:00~21:00 (年中無休)	0120-712-812
G r o u p e P S A J a p a n (株)	東京都目黒区碑文谷5-1-3	G L Mコールセンター 9:00~18:00 (土・日・祝目を除く)	0774-39-8822
G r o u p e P S A J a p a n (株)		プジョーコール (9:00~19:00年中無休)	0120-840-240
		シトロエンコール (9:00~19:00年中無休)	0120-55-4106
		DSコール (9:00~19:00年中無休)	0120-92-6813
ジャガー・ランドローバー・ジャパン(株)	東京都品川区北品川6-7-20 ガーデンシティ北品川御殿山9階	お客様相談室 9:00~17:00 (土・日・祝目を除く)	0120-922-772
ストリートスクーター・ジャパン(株)	東京都品川区北品川4-7-35 御殿山トラスタワー8F	企業ホームページ (平日のみ)	https://www.streetscooter.com/ja/contact/
ス ズ キ (株)	静岡県浜松市南区高塚町300	お客様相談室 9:00~12:00/13:00~17:00	0120-402-253
ສ U B A R U (株)	東京都渋谷区恵比寿1-20-8	S U B A R Uお客様センター 平日9:00~17:00 土・日・祝日9:00~12:00/13:00~17:00	0120-052-215
ダ イ ハ ツ 工 業 (株)	大阪府池田市ダイハツ町1-1	ダイハツお客様コールセンター 9:00~17:00	0800-500-0182
テスラモーターズジャパン(同)	東京都港区南青山2-23-8	お客様相談センター 平日11:00~19:00 土・日・祝日10:00~18:00	03-6890-7700
トヨタ自動車(株)	愛知県名古屋市中村区名駅4-7-1	トヨタ自動車お客様相談センター 9:00~18:00 (365日年中無休)	0800-700-7700
トヨタ自動車(株)		レクサスインフォメーションデスク 9:00~18:00 (365日年中無休)	0800-500-5577
ニコル・オートモビルズ(同)	東京都世田谷区中町1-1-1	ALPINA CALL 10:00~19:00	0120-866-250
日産自動車(株)	神奈川県横浜市西区高島1-1-1	お客様相談室 9:00~17:00(12/31~1/2を除く)	0120-315-232
ビー・エム・ダブリュー(株)	東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー	BMWカスタマー・インタラクティブセンター 平日9:00~19:00 土・日・祝日9:00~18:00	0120-269-437
		MINIカスタマー・インタラクティブセンター 平日9:00~19:00 土・日・祝日9:00~18:00	0120-329-814
		BMWカスタマー・インタラクティブセンター 9:00~20:00	0120-201-438
日野自動車(株)	東京都日野市日野台3-1-1	お客様相談窓口 9:00~12:00/13:00~17:00	0120-106-558
フォルクスワーゲングループジャパン(株)	愛知県豊橋市明海5番地の10	フォルクスワーゲンカスタマーセンター 年中無休24時間受付	0120-993-199
ボルシェジャパン(株)	東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー29階	カスタマー・ケア・センター 月~金9:00~18:00	0120-846-911
ボルボ・カー・ジャパン(株)	東京都港区芝公園2-6-3 芝公園フロントタワー	ボボルカスタマーセンター 9:00~19:00 (365日年中無休)	0120-55-8500
本田技研工業(株)	埼玉県和光市本町8-1	お客様相談センター 9:00~12:00/13:00~17:00	0120-112-010
マ ツ ダ (株)	広島県安芸郡府中町新地3-1	マツダコールセンター 平日9:00~17:00 土・日・祝日9:00~12:00/13:00~17:00	0120-386-919
三菱自動車工業(株)	東京都港区芝浦三丁目1番21号	お客様相談センター 平日9:00~17:00 土・日9:00~12:00/13:00~17:00	0120-324-860
三菱ふそうトラック・バス(株)	神奈川県川崎市中原区 大倉町10番地	お客様相談センター 月~金9:00~12:00/13:00~17:00 (所定の休日を除く)	0120-324-230
メルセデス・ベンツ日本(株)	東京都品川区東品川4-12-4 品川シーサイドパークタワー	メルセデス・コール 24時間365日年中無休 (システムメンテナンス等でサービスを休止する場合があります。あらかじめご了承ください。)	0120-190-610
U D ト ラ ッ ク ス (株)	埼玉県上尾市大字老丁目1番地	お客様相談室 月~金9:00~12:00/13:00~17:00 (会社休業日を除く)	0120-67-2301
U D ト ラ ッ ク ス (株) (ボルボトラック)	埼玉県上尾市大字老丁目1番地	ボルボ・トラックセールス 9:00~18:00	048-615-8190
ルノー・ジャポン(株)	神奈川県横浜市西区高島1-1-2	ルノー・コール 9:00~18:00 (年中無休)	0120-676-365

令和3年4月1日現在

団体名	住 所	担当部署	電話番号
<国内メーカー> 一般社団法人日本自動車工業会	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館16・17階	総合政策領域	03-5405-6120
<海外メーカー> 日本自動車輸入組合	東京都港区芝3-1-15 芝ポートビル5階	会員業務部	03-5765-6812
<販売店（登録車）> 一般社団法人日本自動車販売協会連合会	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館15階	法務部	03-5733-3105
<販売店（軽自動車）> 一般社団法人全国軽自動車協会連合会	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館11階	管理部	03-5472-7861
<中古車> 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会	東京都渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階	企画部	03-5333-5881
<整備> 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会	東京都港区六本木6-10-1 森タワー17階	事業部	03-3404-6143

	<p>第4条関係(点検整備情報等)の提供方法及び問い合わせ先</p>	<p>第5条関係(外部故障診断装置開発情報)の提供方法及び問い合わせ先</p>	<p>第6条関係(専用外部故障診断装置)の提供方法及び問い合わせ先</p>
<p>1 (スズキ)</p>	<p>【提供方法】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の「FAINES」を経由して提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 TEL(03)3404-6141(代)</p>	<p>【提供方法】 「外部故障診断装置開発情報の提供に係る契約書」を締結したツールメーカー等に、情報提供に係る業務委託先の一般社団法人日本自動車機械器具工業会を通じて情報(電子媒体)を提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 TEL(03)3431-3773(代)</p>	<p>【提供方法】 専用外部故障診断装置の使用許諾契約締結後、必要ソフトウェア、機器等の入手方法を個別に連絡。 【問い合わせ先】 スズキ株式会社 サービス技術部 電子メール: jobdtool@haisuzuki.co.jp</p>
<p>2 (ダイハツ)</p>	<p>【提供方法】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の「FAINES」を経由して提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 TEL(03)3404-6141(代)</p>	<p>【提供方法】 「外部故障診断装置開発情報の提供に係る契約書」を締結したツールメーカー等に、情報提供に係る業務委託先の一般社団法人日本自動車機械器具工業会を通じて情報(電子媒体)を提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 TEL(03)3431-3773(代)</p>	<p>【提供方法】 専用外部故障診断装置の使用許諾契約締結後、必要ソフトウェア、機器等の入手方法を個別に連絡。 【問い合わせ先】 ダイハツ工業株式会社 サービス部 整備技術室 Tel:072-754-4332 fax:072-754-4265</p>
<p>3 (トヨタ、レクサス)</p>	<p>【提供方法】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の「FAINES」を経由して提供 (※:コンフォート、クラウンフォート、クラウンセダン、コンフォート教習車、コースター、クイックデリアバリーについては、本にて提供) 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 TEL(03)3404-6141(代) 上記※については、お近くのトヨタ販売店までお問い合わせください。</p>	<p>【提供方法】 「外部故障診断装置開発情報の提供に係る契約書」を締結したツールメーカー等に、情報提供に係る業務委託先の一般社団法人日本自動車機械器具工業会を通じて情報(電子媒体)を提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 TEL(03)3431-3773(代)</p>	<p>【提供方法】 株式会社デンソーソリューションを通じて必要ソフトウェア、機器等の入手方法を個別に連絡。 【問い合わせ先】 株式会社デンソーソリューション GS00-GTSDenso-solution.co.jp</p>
<p>4 (ニッサン)</p>	<p>【提供方法】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の「FAINES」を経由して提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 TEL(03)3404-6141(代)</p>	<p>【提供方法】 「外部故障診断装置開発情報の提供に係る契約書」を締結したツールメーカー等に、情報提供に係る業務委託先の一般社団法人日本自動車機械器具工業会を通じて情報(電子媒体)を提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 TEL(03)3431-3773(代)</p>	<p>【提供方法】 専用外部故障診断装置の使用許諾契約締結後、必要ソフトウェア、機器等の入手方法を個別に連絡。 【問い合わせ先】 日産自動車(株) グローバルアフターセールス事業本部 サービスエンジニアリング部 TEL:(045)-791-6906 電子メール: CONSULT_order@mail.nissan.co.jp</p>
<p>5 (スバル)</p>	<p>【提供方法】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の「FAINES」を経由して提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 TEL(03)3404-6141(代)</p>	<p>【提供方法】 「外部故障診断装置開発情報の提供に係る契約書」を締結したツールメーカー等に、情報提供に係る業務委託先の一般社団法人日本自動車機械器具工業会を通じて情報(電子媒体)を提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 TEL(03)3431-3773(代)</p>	<p>【提供方法】 必要ソフトウェア、機器等の入手方法を個別に連絡。 【問い合わせ先】 株式会社SUBARU サービス技術部 電子メール: sem.techservice@subaru.co.jp</p>
<p>6 (ホンダ)</p>	<p>【提供方法】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の「FAINES」を経由して提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 TEL(03)3404-6141(代)</p>	<p>【提供方法】 「外部故障診断装置開発情報の提供に係る契約書」を締結したツールメーカー等に、情報提供に係る業務委託先の一般社団法人日本自動車機械器具工業会を通じて情報(電子媒体)を提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 TEL(03)3431-3773(代)</p>	<p>【提供方法】 「Honda故障診断装置の提供に係る契約書」を締結した自動車整備事業者等に、販売業務委託先のHondaPartsを通じて診断機本体および専用ソフトを提供 【問い合わせ先】 Hondaホームページより最寄りのHondaParts各営業所の連絡先をご確認頂き、直接お問い合わせください。 http://www.honda.co.jp/after-service/honda-parts/</p>
<p>7 (マツダ)</p>	<p>【提供方法】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の「FAINES」を経由して提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 TEL(03)3404-6141(代)</p>	<p>【提供方法】 「外部故障診断装置開発情報の提供に係る契約書」を締結したツールメーカー等に、情報提供に係る業務委託先の一般社団法人日本自動車機械器具工業会を通じて情報(電子媒体)を提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 TEL(03)3431-3773(代)</p>	<p>【提供方法】 「専用外部故障診断装置の提供に係る契約書」を締結した整備業者等に、ボッシュ株式会社を通じて必要ソフトウェア、機器を提供 【問い合わせ先】 ボッシュ株式会社 電子メール: aa@jp.bosch.com</p>
<p>8 (三菱)</p>	<p>【提供方法】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の「FAINES」を経由して提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 TEL(03)3404-6141(代)</p>	<p>【提供方法】 「外部故障診断装置開発情報の提供に係る契約書」を締結したツールメーカー等に、情報提供に係る業務委託先の一般社団法人日本自動車機械器具工業会を通じて情報(電子媒体)を提供 【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 TEL(03)3431-3773(代)</p>	<p>【提供方法】 専用外部故障診断装置の使用許諾契約締結後、必要ソフトウェア、機器等の入手方法を個別に連絡 【問い合わせ先】 三菱自動車工業株式会社 サービスエンジニアリング部 電子メール: service.sst@mitsubishi-motors.com</p>

	第4条関係(点検整備情報等)の提供方法及び問い合わせ先	第5条関係(外部故障診断装置開発情報)の提供方法及び問い合わせ先	第6条関係(専用外部故障診断装置)の提供方法及び問い合わせ先
1 (いすゞ)	<p>【提供方法】 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会の「FAINES」を経由して提供</p> <p>【問い合わせ先】 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 TEL(03)3404-6141(代)</p>	<p>【提供方法】 「外部故障診断装置開発情報」の提供に係る契約書」を締結したツールメーカー等に、情報提供に係る業務委託先の(社)日本自動車機械器具工業会を通じて情報(電子媒体)を提供</p> <p>【問い合わせ先】 (社)日本自動車機械器具工業会 TEL(03)3431-3773(代)</p>	
2 (日野)	<p>【提供方法】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の「FAINES」を経由して提供 (※:セレガ、メルファ、リエッセについては、本にて提供)</p> <p>【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 TEL(03)3404-6141(代) 上記※については、お近くの日野販売会社までお問い合わせください。</p>	<p>【提供方法】 「外部故障診断装置開発情報」の提供に係る契約書」を締結したツールメーカー等に、情報提供に係る業務委託先の(社)日本自動車機械器具工業会を通じて情報(電子媒体)を提供</p> <p>【問い合わせ先】 (社)日本自動車機械器具工業会 TEL(03)3431-3773(代)</p>	
3 (三菱ふそう)	<p>【提供方法】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の「FAINES」を経由して提供</p> <p>【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 TEL(03)3404-6141(代)</p>	<p>【提供方法】 「外部故障診断装置開発情報」の提供に係る契約書」を締結したツールメーカー等に、情報提供に係る業務委託先の(社)日本自動車機械器具工業会を通じて情報(電子媒体)を提供</p> <p>【問い合わせ先】 (社)日本自動車機械器具工業会 TEL(03)3431-3773(代)</p>	
4 (UDトラックス)	<p>【提供方法】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の「FAINES」を経由して提供</p> <p>【問い合わせ先】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 TEL(03)3404-6141(代)</p>	<p>【提供方法】 「外部故障診断装置開発情報」の提供に係る契約書」を締結したツールメーカー等に、情報提供に係る業務委託先の(社)日本自動車機械器具工業会を通じて情報(電子媒体)を提供</p> <p>【問い合わせ先】 (社)日本自動車機械器具工業会 TEL(03)3431-3773(代)</p>	

